

一 証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）

改正案	現行
<p>（保証金の額）</p> <p>第二条の二 証券会社が法第六十一条の二第一項の規定により前条第一項各号に掲げる取引について顧客から預託を受けるべき金銭（以下「保証金」という。）の額は、当該取引に係る有価証券の約定価額に当該各号に掲げる率を乗じた額（以下「通常の最低限度額」という。）を下らない額とする。ただし、信用取引に係る保証金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる額を下らない額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（保証金代用有価証券）</p> <p>第五条 証券会社はその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格（以下「代用価格」という。）は、預託する日の前日の時価（取引所有価証券市場においては証券取引所が法第四百九条第一項の規定に基づく金融庁長官の認可を得て定める時価、店頭売買有価証券市場においては法第七十五条第一項の規定により登録する証券業協会（以下「証券業協会」という。）が法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価をい</p>	<p>（保証金の額）</p> <p>第二条の二 証券会社が法第六十一条の二第一項の規定により前条第一項各号に掲げる取引について顧客から預託を受けるべき金銭（以下「保証金」という。）の額は、当該取引に係る有価証券の約定価額に当該各号に掲げる率を乗じた額（以下「通常の最低限度額」という。）を下らない額とする。ただし、信用取引に係る保証金については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる額を下らない額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（保証金代用有価証券）</p> <p>第五条 証券会社はその預託を受けるべき保証金の全部又は一部が法第六十一条の二第二項の規定により有価証券をもつて代用される場合におけるその代用価格（以下「代用価格」という。）は、預託する日の前日の時価（取引所有価証券市場においては証券取引所が法第五百十二条第一項の規定に基づく金融庁長官の認可を得て定める時価、店頭売買有価証券市場においては法第七十五条第一項の規定により登録する証券業協会（以下「証券業協会」という。）が法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める時価をい</p>

う。以下同じ。)に株券については百分の七十、その他の有価証券については金融庁長官の認可を得て定める率(取引所有価証券市場においては証券取引所が法第八十五条の二第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率、店頭売買有価証券市場においては証券業協会が法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率)を乗じた額を超えない額とする。

2 (略)

(保証金の引出等)

第六条 証券会社は、信用取引又は発行日取引について顧客から保証金として預託を受けた金銭又は有価証券については、その未決済勘定の決済前又はその発行日取引に係る有価証券の受渡終了前においては、これを引き出させ又は第三条の規定により新たに保証金として預託を受けるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

一 十一 (略)

2 (略)

(信用取引を行うことを明示しない取引)

第九条 証券会社は、顧客が信用取引を行うことを有価証券の売買の注文と同時に明示しない取引については、当該顧客が当該取引による買付又は売付に係る有価証券について、これと対当する有価証券

。以下同じ。)に株券については百分の七十、その他の有価証券については金融庁長官の認可を得て定める率(取引所有価証券市場においては証券取引所が法第八十五条の二第一項の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率、店頭売買有価証券市場においては証券業協会が法第七十六条の規定に基づき金融庁長官の認可を得て定める率)を乗じた額を超えない額とする。

2 (略)

(保証金の引出等)

第六条 証券会社は、信用取引又は発行日取引について顧客から保証金として預託を受けた金銭又は有価証券については、その未決済勘定の決済前又はその発行日取引に係る有価証券の受渡終了前においては、これを引き出させ又は第三条の規定により新たに保証金として預託を受けるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合において当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

一 十一 (略)

2 (略)

(信用取引を行うことを明示しない取引)

第九条 証券会社は、顧客が信用取引を行うことを有価証券の売買の注文と同時に明示しない取引については、当該顧客に当該取引に係る未決済勘定が生ずることとなる場合には、当該顧客が当該取引に

2  
(略)

の売付又は買付により、これを決済する取引を行つてはならない。

2  
(略)

よる買付又は売付に係る有価証券について、これと対当する有価証券の売付又は買付により、これを決済する取引を行つてはならない。

改正案

証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令

（免許申請書）

第二条 法第八十条第一項の免許を受けようとする者は、法第八十二条第一項の免許申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

五 会員等（法第八十二条第一項第三号に規定する会員等をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在の場所を記載した書面

六 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（法第百三条第一項に規定する議決権をいう。以下

現行

証券取引所に関する内閣府令

（免許申請書の添付書類）

第二条（新設）

1 法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第九号イからへまでの規定に該当しないことを誓約する書面

五 会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在の場所を記載した書面

六 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権（法第三十一条第五項に規定する議決権をいう。以下同

同じ。 ) の数を記載した書類 ( 免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。 )

七十一 ( 略 )

3 | ( 略 )

( 免許申請書に添付すべき電磁的記録 )

第二条の二 法第八十二条第三項 ( 法第百六条の十一第三項において準用する場合を含む。 ) に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法 ( 昭和二十四年法律第百八十五号 ) に基づく日本工業規格 ( 以下この条において「日本工業規格」という。 ) X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3 ( 略 )

( 証券取引所の子会社の認可申請 )

第二条の三 証券取引所は、法第八十七条の二の二第一項ただし書の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該証券取引所及び認可を受けようとする子会社 ( 法第八十七条の二の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条、第十八条第三号及び第三十条第二項第六号において同じ。 ) に関する次に掲げる書類

じ。 ) の数を記載した書類 ( 免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。 )

七十一 ( 略 )

2 | ( 略 )

( 免許申請書に添付すべき電磁的記録 )

第二条の二 法第八十二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法 ( 昭和二十四年法律第百八十五号 ) に基づく日本工業規格 ( 以下この条において「日本工業規格」という。 ) X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3 ( 略 )

( 新設 )

イ 当該証券取引所及び当該子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後三営業年度における当該証券取引所及び当該子会社（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

三 当該認可に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 会社登記簿の謄本

ハ 名称及び主たる営業所又は事務所の所在の場所を記載した書類

ニ 業務の内容を記載した書類

ホ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

ヘ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名を記載した書類

（認可を要する定款に係る事項）

第三条 法第八十八条第一項各号又は第二百二条各号に掲げる事項については、その細則を定款以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第百四十九条第一項に規定する金融庁長官の認可を受けなければならない。

（認可を要する定款に係る事項）

第三条 法第八十八条第一項各号又は第二百二条各号に掲げる事項については、その細則を定款以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第百五十二条第一項に規定する金融庁長官の認可を受けなければならない。

(組織変更認可申請書)

第七条 法第百一条の十一第一項の認可を受けようとする者は、同条

第二項の組織変更認可申請書に同条第三項に規定する書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第百一条の十一第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～五 (略)

六 組織変更後の株式会社証券取引所の役員履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号に該当しないことを誓約する書面

七～十四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社証券取引所(以下この条及び次条において「会社」という。)の株式に係る議決権(法第百三条第五項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

(組織変更認可申請書の添付書類)

第七条 (新設)

1 法第百一条の十一第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～五 (略)

六 組織変更後の株式会社証券取引所の役員履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第二十八条の四第九号イからトまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号に該当しないことを誓約する書面

七～十四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社証券取引所(以下この条及び次条において「会社」という。)の株式に係る議決権(法第百三条第三項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第百三條第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(取得等の制限の適用除外)

第九條 法第百三條第二項、第百六條の三第二項、第百六條の十第二項、第百六條の十四第二項及び第百六條の十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する会社の対象議決権(法第百三條第一項に規定する対象議決権をいう。以下同じ。)の数に増加がない場合

二～四 (略)

(特定保有者の届出に関する事項)

二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第百三條第三項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(取得等の制限の適用除外)

第九條 法第百三條第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する会社の対象議決権(法第百三條第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。)の数に増加がない場合

二～四 (略)



第九条の二 法第百三条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 特定保有者(法第百三条第三項に規定する特定保有者をいう。以下この条において同じ。)になつた日
- 二 特定保有者に該当することとなつた原因
- 三 その保有する会社の対象議決権の数

(対象議決権保有届出書の記載事項)

第九条の三 法第百三条の二第一項の規定による対象議決権保有届出書を提出すべき者は、第一号様式により当該届出書一通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

(新設)

(財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

(新設)

第九条の四 法第百六条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。第三十条第四項において「財務諸表等規則」という。)第八条第六項第二号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する事実がある場合とする。

(株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書の添付書類)

(新設)

第九条の五 法第百六条の三第一項の規定による認可を受けようとする

る者は、認可申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 株式会社証券取引所の主要株主基準値（法第百六条の三第一項に規定する主要株主基準値をいう。以下この条において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（法人である者に限る。） 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類

定款

法人登記簿の謄本

取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在の場所及びその営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

当該認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。以下この条において同じ。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議

事録

本店又は主たる事務所の所在の場所を記載した書類

業務の内容を記載した書類

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

当該株式会社証券取引所の対象議決権の保有に係る体制を記載した書類

その保有する株式会社証券取引所の対象議決権の数及び保有割合並びに当該認可後に取得又は保有しようとする当該株式会社証券取引所の対象議決権の数及び保有割合を記載した書類

当該認可後に当該株式会社証券取引所との間に有することを予定する人事、資金、技術及び取引等における関係並びに当該関係に係る方針（当該株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。）

その他法第百六条の四第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

二 株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。）

次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

- 
- 当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類
  - 住民票の抄本又はこれに代わる書面
  - 法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面
  - 前号ロ から までに掲げる書類
- 三 株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人の設立をしようとする者 次に掲げる書類
- イ 理由書
  - ロ 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）
    - 定款
    - 取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面
    - その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在の場所及びその営んでいる事業の内容）
-

並びにその保有する議決権の数を記載した書類

当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）

主たる事務所の所在の場所を記載した書類

業務の内容を記載した書類

資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることが出来る書類

当該株式会社証券取引所の対象議決権の保有に係る体制を記載した書類

その保有する株式会社証券取引所の対象議決権の数及び保有割合並びに当該認可後に取得又は保有しようとする当該株式会社証券取引所の対象議決権の数及び保有割合を記載した書類

当該認可後に当該株式会社証券取引所との間に有することを予定する人事、資金、技術及び取引等における関係並びに当該関係に係る方針（当該株式会社証券取引所の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。）

その他法第百六条の四第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保

有者にならうとする場合の予備審査)

第九条の六 株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者にならうとする者又は株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者である会社その他の法人を設立しようとする者は、法第百六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(新設)

(特定保有者に係る規定の準用)

第九条の七 第九条の二の規定は、法第百六条の三第三項(法第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項について準用する。

(新設)

(特定保有者に係る認可申請)

第九条の八 特定保有者(法第百六条の三第三項に規定する特定保有者をいう。)は、同条第四項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

一 理由書

二 第九条の五第一号ロ から までに掲げる書類

(証券取引所持株会社の認可申請書)

第九条の九 法第百六条の十一第一項の認可を受けようとする者は、法

第百六条の十一第一項の認可申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- 一 株式会社証券取引所を子会社（法第百三条第四項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十条の二第二項第三号において同じ。）としようとする場合 次に掲げる書類  
イ 理由書

ロ 株式会社証券取引所を子会社としようとする者に関する次に掲げる書類

会社登記簿の謄本

取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及びその営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

株主総会又は取締役会の議事録

本店の所在の場所を記載した書類

（新設）

- 
- 業務の内容を記載した書類
  - 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
  - 当該者が行う子会社となる株式会社証券取引所の経営管理に係る体制を記載した書類
  - 株式会社証券取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
- 八 子会社となる株式会社証券取引所に関する次に掲げる書類
- 商号及び本店の所在の場所を記載した書類
  - 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類
  - に掲げる書類
- 二 法第六十六条の十一第一項の認可後三営業年度における当該者及びその子会社である株式会社証券取引所の収支の見込みを記載した書類
- ホ その他法第六十六条の十二第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 二 株式会社証券取引所を子会社とする会社の設立をしようとする場合 次に掲げる書類
- イ 理由書
  - 法第六十六条の十一第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類
-



類

取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書面

株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及びその営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）

本店の所在の場所を記載した書類

業務の内容を記載した書類

資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができると書類

当該設立会社が行う子会社となる株式会社証券取引所の経営管理に係る体制を記載した書類

株式会社証券取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

八 子会社となる株式会社証券取引所に関する次に掲げる書類

商号及び本店の所在の場所を記載した書類

取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

二 当該設立後三営業年度における設立会社及びその子会社である株式会社証券取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ その他法第百六条の十二第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（証券取引所持株式会社の認可の予備審査）

第九条の十 株式会社証券取引所を子会社としようとする者又は株式会社証券取引所を子会社とする会社を設立しようとする者は、法第百六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（特定持株会社に係る認可申請）

第九条の十一 特定持株会社（法第百六条の十第三項に規定する特定持株会社をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

（新設）

（新設）

二 第九条の九第二項第一号ロ から ままでに掲げる書類

(証券取引所持株会社の特定保有者の届出に関する事項等)

第九条の十二 第九条の二の規定は法第百六条の十四第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第九条の三の規定は法第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出すべき者について、第九条の五及び第九条の六の規定は法第百六条の十七第一項の規定による認可を受けようとする場合について、第九条の七の規定は法第百六条の十七第三項ただし書の規定による認可を受けようとする場合について、それぞれ準用する。

(証券取引所持株会社の子会社の認可申請)

第九条の十三 第二条の三の規定は、法第百六条の二十四ただし書の規定による証券取引所持株会社の子会社の認可申請について準用する。

(法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める取引)

第十二条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める取引とする。

一 証券取引所の会員から有価証券等清算取次ぎ(法第二条第二十九項に規定する有価証券等清算取次ぎをいう。以下この条におい

(新設)

(新設)

(法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める取引)

第十二条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める取引とする。

一 証券取引所の会員から有価証券等清算取次ぎ(法第二条第二十九項に規定する有価証券等清算取次ぎをいう。以下この条におい

て同じ。)の委託を受けて行う場合 当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等(法第二条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。)

二五 (略)

(認可を要する業務規程に係る事項)

第十三条 法第八号に掲げる事項については、その細則を業務規程以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第四十九条第一項に規定する金融庁長官の認可を受けなければならない。

2 次に掲げる事項については、業務規程又はその細則を委ねた規則において定めなければならない。

- 一 法第五十六条の二十四第一項の規定による信用取引及び証券取引所の会員等が当該証券取引所の有価証券市場における有価証券の売買の決済のために証券金融会社(法第二十二項に規定する証券金融会社をいう。)から当該証券取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引に関する事項
- 二五 (略)

(証券取引所等が発行者である有価証券の上場の承認申請)

第十五条 証券取引所は、法第十條第二項の規定により同項の有価証券の上場について承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を金融庁長官に提出しなければならない。

て同じ。)の委託を受けて行う場合 当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等(法第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。)

二五 (略)

(認可を要する業務規程に係る事項)

第十三条 法第八号に掲げる事項については、その細則を業務規程以外の規則に委ねる場合においても、当該規則について法第五十二条第一項に規定する金融庁長官の認可を受けなければならない。

2 次に掲げる事項については、業務規程又はその細則を委ねた規則において定めなければならない。

- 一 法第五十六条の二十四第一項の規定による信用取引及び証券取引所の会員等が当該証券取引所の有価証券市場における有価証券の売買の決済のために証券金融会社(法第二十八項に規定する証券金融会社をいう。)から当該証券取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引に関する事項
- 二五 (略)

(証券取引所等が発行者である有価証券の上場の承認申請)

第十五条 証券取引所は、法第十條第二項の規定により当該証券取引所が発行者である有価証券(当該証券取引所の子会社(法第九條第二項に規定する子会社をいう。第十八條において同じ。))が

一～三 (略)

(証券取引所等が発行者である有価証券の上場廃止の承認申請)

第十八条 証券取引所は、法第百十二条第二項の規定により法第百十  
条第二項の有価証券の上場の廃止について承認を受けようとする  
ときは、次に掲げる書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

(認可を要する受託契約準則に係る事項)

第二十二條 法第百三十条第二項各号に掲げる事項については、その  
細則を受託契約準則以外の規則に委ねる場合においても、当該規則  
について法第百四十九条第一項に規定する金融庁長官の認可を受け  
なければならない。

2 (略)

(合併認可申請書)

第二十六條 法第百四十条第一項の認可を受けようとする者は、同条  
第二項の合併認可申請書に同条第三項に規定する書類を添付して金

発行者である有価証券を含む。)の上場について承認を受けよう  
とするときは、次に掲げる書類を金融庁長官に提出しなければならない  
い。

一～三 (略)

(証券取引所等が発行者である有価証券の上場廃止の承認申請)

第十八条 証券取引所は、法第百十二条第二項の規定により当該証券  
取引所が発行者である有価証券(当該証券取引所の子会社が発行者  
である有価証券を含む。)の上場の廃止について承認を受けよう  
とするときは、次に掲げる書類を金融庁長官に提出しなければならない  
い。

一～三 (略)

(認可を要する受託契約準則に係る事項)

第二十二條 法第百三十条第二項各号に掲げる事項については、その  
細則を受託契約準則以外の規則に委ねる場合においても、当該規則  
について法第百五十二条第一項に規定する金融庁長官の認可を受け  
なければならない。

2 (略)

(合併認可申請書の添付書類)

第二十六條 (新設)

融庁長官に提出しなければならない。

2 法第四百十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～五 (略)

六 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号に該当しないことを誓約する書面  
七～十三 (略)

(定款変更等の認可申請)

第二十八条 証券取引所は、法第四百九条第一項の規定により定款、業務規程又は受託契約準則の変更について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(役員等に係る変更届出)

第二十九条 証券取引所は、法第四百九条第二項の規定により法第八十二条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、別紙様式一により作成された書類を金融庁長官に提出しなければならない。

2 証券取引所は、次の各号に掲げる場合において前項の書類を提出

1 法第四百十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～五 (略)

六 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びにその者が法第二十八条の四第九号イからヘまで及び商法第二百五十条ノ二第三号に該当しないことを誓約する書面  
七～十三 (略)

(定款変更等の認可申請)

第二十八条 証券取引所は、法第五百十二条第一項の規定により定款、業務規程又は受託契約準則の変更について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

(役員等に係る変更届出)

第二十九条 証券取引所は、法第五百十二条第二項の規定により法第八十二条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、別紙様式一により作成された書類を金融庁長官に提出しなければならない。

2 証券取引所は、次の各号に掲げる場合において前項の書類を提出

しようとするときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書類並びにその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号の規定に該当しないことを誓約する書類

二 (略)

(提出書類)

第三十条 (略)

- 2 証券取引所は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 五 (略)

六 子会社に関する次に掲げる書類

イ 別紙様式十の二により作成された貸借対照表

ロ 別紙様式十の三により作成された損益計算書

ハ 業務の概要、役員及び従業員の状況その他業務に関する報告を記載した業務報告書

ニ 利益処分又は損失の処理に関する事項を記載した書面

3 (略)

- 4 証券取引所は、法第八十八条の規定により、別紙様式十一により作成された関係会社(財務諸表等規則第八条第八項に規定する関係会社をいう。以下この項及び第七項において同じ。)に関する報

しようとするときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 新たに役員に就任した者があつた場合 当該役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書類並びにその者が法第二十八条の四第九号イからハまで及び商法第二百五十四条ノ二第三号の規定に該当しないことを誓約する書類

二 (略)

(提出書類)

第三十条 (略)

- 2 証券取引所は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 五 (略)

(新設)

3 (略)

- 4 証券取引所は、法第八十八条の規定により、別紙様式十一により作成された関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第八項に規定

告書を、当該関係会社の毎事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

5 (略)

6 証券取引所は、電子情報処理組織に異常が発生し、当該電子情報処理組織を使用して有価証券の売買等（法第十二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。）、相場の公表若しくは受渡しその他の決済又は証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百一十一号）第三十条第一項第二号に規定する重要事実等若しくは公開買付け等事実の公衆の縦覧を継続的に行わせることが困難となつた場合には、法第八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

7 (略)

第三十条の二 証券取引所持株会社は、法第八十八条の規定に基づき、商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項に規定する次に掲げる書類を、毎事業年度終了後三月以内に、金融庁長官に提出しなければならない。

イ 貸借対照表

ロ 損益計算書

ハ 営業報告書

する関係会社をいう。以下この項及び第七項において同じ。）に関する報告書を、当該関係会社の毎事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

5 (略)

6 証券取引所は、電子情報処理組織に異常が発生し、当該電子情報処理組織を使用して有価証券の売買等（法第十二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。）、相場の公表又は受渡しその他の決済を継続的に行わせることが困難となつた場合には、法第八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

7 (略)

(新設)



- 二 利益の処分又は損失の処理に関する事項を記載した書面
- 2 証券取引所持持株会社は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - 一 株主総会又は取締役会における決議事項の要旨
  - 二 次に掲げる書類
    - イ 商法第二百八十一条第一項又は商法特例法第二十一条の二十六第一項の付属明細書
    - ロ 諸勘定明細表
    - ハ 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権の数を記載した書類
    - 三 子会社に関する次に掲げる書類
      - イ 別紙様式十の二により作成された直近の貸借対照表
      - ロ 別紙様式十の三により作成された直近の損益計算書
      - ハ 業務の概要、役員及び従業員の状況その他業務に関する報告を記載した業務報告書
    - ニ 利益処分又は損失の処理に関する事項を記載した書面
- 3 証券取引所持持株会社は、次に掲げる書類を取締役会において承認したときは、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。
  - 一 期末及び中間期末における貸借対照表及び損益計算書
  - 二 毎事業年度の予算書又はこれに準ずる書面

4 前条第四項の規定は、証取引所持株式会社について準用する。

(届出書の提出先等)

第三十一条 法第百三十三条第三項、第百六条の三第三項及び第五項(これらの規定を法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、第百六条の八第二項(法第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第百六条の十四第三項、第百九条、第百十条第一項、第百十二条第一項、第百十七條、第百三十四条第二項並びに第百二十五条第二項の規定による届出は、金融庁長官に届け出るものとする。

(削る)

2 法第八十二条第一項、第八十七条の二の二第一項、第百一条の十一第二項、第百三十三条第三項、第百五条第一項若しくは第二項、第百六条の三第一項、第三項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、第四項ただし書若しくは第五項(法第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、第百六条の八第二項(法第百六条の二十二第二項及び第百六条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第百六条の十一第一項、第百六条の十四

(免許申請等の手続)

第三十一条 法第八十条第一項の免許を受けようとする者は、法第八十二条第一項の免許申請書の提出については、書類一通を作成し、金融庁長官を経由してしなければならない。

2 証券取引所は、法第百一条の十一第二項、第百五条第一項及び第二項、第百九条、第百十条第二項及び第三項、第百十二条第二項及び第三項、第百十七条、第百三十四条第一項第五号及び第二項、第百三十五条第一項及び第二項、第百四十条第二項、第百五十二条第一項及び第二項並びに第百八十八条の規定により、書類一通を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

3 法第八十条第一項の免許を受けようとする者又は証券取引所は、第一項又は前項の書類のうち法第八十二条第一項、第百一条の十一第二項、第百五条第一項若しくは第二項、第百九条、第百十条第二項、第百十二条第二項、第百十七条、第百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百四十条第二項、第百五十二条第一項若しくは第二項又は第百八十八条の規定

第三項、第百六条の十七第一項若しくは第三項ただし書、第百六条の二十四ただし書、第百九条、第百十条、第百十二条、第百十七条、第百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百四十条第二項、第百四十九条第一項若しくは第二項又は第百八十八条の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所若しくは本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなればならない。

（標準処理期間）

第三十二条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十七条の二の二第一項、第百一条の十一第一項、第百五条第一項、第百六条の三第一項若しくは第四項ただし書、第百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第百六条の二十四ただし書、第百十条第二項、第百十二条第二項、第百三十四条第一項第五号、第百三十五条第一項、第百四十条第一項又は第百四十九条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、法第百十条第三項又は第百十二条第三項の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をす  
るよう努めることとする。

による書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出したときは、当該書類の写しを、当該証券取引所又は当該免許を受けようとする者の主たる事務所若しくは本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

（標準処理期間）

第三十二条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第百一条の十一第一項、第百五条第一項、第百十条第二項、第百十二条第二項、第百三十四条第一項第五号、第百三十五条第一項、第百四十条第一項又は第百五十二条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、法第百十条第三項又は第百十二条第三項の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をす  
るよう努めることとする。

2  
(略)

2  
(略)

第一号様式

対象議決権保有届出書  
(法第103条の2第1項に基づく報告書)

財務(支)局長 殿  
氏名又は名称  
印(イ) 報告義務発生日 平成 年 月 日  
日(ロ)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

住所又は本店所在地 (イ) 平成 年 月 日 提出  
(日本工業規格 A4 210×297 ミリメートル)

第1 提出者に関する事項

1 提出者(対象議決権保有者)(ハ)

1 個人 2 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他( ) )			
フリガナ(カタカナ) 氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ) 住所又は本店所在地		〒	
フリガナ(カタカナ) 旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ) 旧住所又は本店所在地		〒	
個人	生年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ) 勤務先名称	
	職 業	勤務先住所	
法人	設立年月日 年 月 日 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	(フリガナ) 代表者名	代表者役職
	事業内容		
事務上の連絡先及び担当者名			
		電話番号	

2 保有目的(二)

--

3 対象議決権保有割合

対象議決権保有者になった日	年 月 日 ( )
保有議決権数	個 ( 総株主の議決権に対する割合 % )

4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約(ホ)

--

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者(ヘ)

1 個人 2 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )			
フリガナ(カタカナ)			
氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
住所又は本店所在地		〒	
フリガナ(カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		勤務先名称
人	職 業		勤務先住所
法人	設立年月日	年 月 日	(フリガナ)
	1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成		代表者名
人	事業内容	代表者役職	
事務上の連絡先及び担当者名			

電話番号	
------	--

3 対象議決権保有割合

保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合 %）
--------	--------------------

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者(ト)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合

保有議決権数	個（総株主の議決権に対する割合 %）
--------	--------------------

(記載上の注意)

## 1 一般的事項

- (A) 記載事項のうち「第1 提出者に関する事項」には、提出者の議決権の保有状況について記載し、「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の議決権の保有状況について記載し、「第3 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」及び「第3 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- (B) 対象議決権保有届出書(以下この様式において「届出書」という。)の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の届出書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの議決権の保有状況を一括して「第3 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。
- (C) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。

## 2 個別事項

### (イ) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

- (1) 届出書の提出者本人(代理人が提出する場合には当該代理人)の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、報告書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- (2) 届出書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その氏名又は名称及び住所又は本店所在地を届出書の一項目のみに記入、押印すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- (3) 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印を押印すること。

### (ロ) 届出義務発生日

対象議決権保有者となった日を記載すること。

## 第1 提出者に関する事項

### (ハ) 提出者(対象議決権保有者)

- (1) 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。民法上の組合(民法第667条)その他の法人格を有さない組合又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権を所有し、又は法第27条の23第3項各号に規定する者に該当する業務執行組合員等に保有者として提出すること。また、この場合、その旨を届出書の「4 当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。
- (2) 提出者が個人の場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項を



それぞれ記載すること。

- (3) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。
- (4) 「事業内容」欄には、届出書の提出義務が生じた日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(二) 保有目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(ホ) 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約

保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約、その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている議決権の数量等、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

第2 共同保有者に関する事項

(ヘ) 共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者のに関する事項」の「第2 共同保有者に関する事項」に準じて記載すること。

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

(ト) 提出者及び共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること。

(チ) 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。

貸借対照表  
(平成 年 月 日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金		短期借入金	
有価証券		営業未払金	
営業未収入金		未払費用	
前払費用		未払消費税等	
短期差入保証金		未払法人税等	
前払年金費用		繰延税金負債	
売買・取引証拠金		前受金	
等特定資産		前受収益	
違約損失準備預託		引当金	
金特定資産		賞与引当金	
清算預託金特定資		.....	
産		預り売買・取引証拠	
前日差入担保金特		金	
定資産		預り清算基金	
未収法人税等		預り前日差入担保	
繰延税金資産		金	
その他		預り取引参加者保	
貸倒引当金		証金	
		預り違約損失準備	
固定資産		金	
1 有形固定資産		従業員預り金	
建物		株主、役員又は従業	
構築物		員からの短期借入	
情報システム設備		金	
車両運搬具		その他	
機械及び装置			
器具・備品		固定負債	
土地		長期借入金	
建設仮勘定		関係会社長期借入	
2 無形固定資産		金	
ソフトウェア		株主、役員又は従業	
その他		員からの長期借入	
3 投資その他の資産		金	
投資有価証券		長期未払金	
関係会社株式		長期預り金	

関係会社社債 出資金 関係会社出資金 長期貸付金 株主、役員又は従業員に対する長期貸付金 関係会社長期貸付金 破産債権、更正債権その他これらの準ずる債権 長期前払費用 繰延税金資産 差入保証金 信認金特定資産 違約損失積立金特定預金 その他 貸倒引当金  繰延資産 創立費 開業費 新株発行費 社債発行費 社債発行差金 開発費 建設利息		受入保証金 預り信認金 引当金 退職給付引当金 . . . . . その他	
		負債合計	
		資本の部	
		資本金  資本剰余金 資本準備金 その他の資本剰余金  利益剰余金 利益準備金 任意積立金 違約損失積立金 先物取引等違約損失積立金 建物・機械積立金 別途積立金 . . . . . 当期未処分利益	
		資本合計	
資産合計		負債・資本合計	

(記載上の注意)

1. 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。
2. 該当科目がない場合は記載を要しない。

## 損益計算書

(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

(単位：円)

科 目	金 額
営業収益 取引参加者負担金 上場賦課金 情報関係収入 その他の営業収益 営業費用 人件費 施設費 運営費 減価償却費 その他の営業費用	
営業利益（又は営業損失）	
営業外収益 受取利息 受取配当金 その他の営業外収益 営業外費用 支払利息 その他の営業外費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益 特別損失	
税引前当期純益（又は税引前当期純損失）	

(記載上の注意)

1. 上記の様式によりがたい場合は、当該様式に準じて記載すること。
2. 該当科目がない場合は記載を要しない。

三 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百五十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第百五十六条の二十五第二項第四号の規定に該当しないことを誓約する書面</p> <p>三 （略）</p> <p>四 免許申請者が証券取引所（法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）が開設する取引所有価証券市場又は証券業協会（法第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用することについて当該証券取引所又は当該証券業協会と締結した契約に関する書面の写</p> <p>五十一（略）</p> <p>2 証券金融会社（法第二条第三十二項に規定する証券金融会社をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、速やかに金融庁長官に届出をしなければならない。</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百五十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第百五十六条の二十五第二項第四号イからハまでの規定に該当しないことを誓約する書面</p> <p>三 （略）</p> <p>四 免許申請者が証券取引所（法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）が開設する取引所有価証券市場又は証券業協会（法第六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用することについて当該証券取引所又は当該証券業協会と締結した契約に関する書面の写</p> <p>五十一（略）</p> <p>2 証券金融会社（法第二条第二十八項に規定する証券金融会社をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、速やかに金融庁長官に届出をしなければならない。</p>

一〇三 (略)

第一条の三 法第百五十六條の二十七第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇七 (略)

八 証券取引清算機関の清算参加者(法第百五十六條の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。)による有価証券等清算取次ぎの決済に必要な金銭又は有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務(証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十九條の六第二号及び第三号に掲げる取引に係る業務を除く。)

2 (略)

一〇三 (略)

第一条の三 法第百五十六條の二十七第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇七 (略)

八 証券取引清算機関の清算参加者(法第百五十六條の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。)による有価証券等清算取次ぎの決済に必要な金銭又は有価証券を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務(証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十九條の五第二号及び第三号に掲げる取引に係る業務を除く。)

2 (略)

四 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>(定義)            第八条 (略)            2~8 (略)</p> <p>9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引及び同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引（外国有価証券市場（同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）</p> <p>二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引（海外金融先物市場（同条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）</p> <p>三 (略)</p> <p>10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引（外国有価証券市場における類似の取引を含む。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 第一号から第三号に掲げる取引に類似する取引（有価証券市場</p>	<p>(定義)            第八条 (略)            2~8 (略)</p> <p>9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引及び同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引（外国有価証券市場（同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）</p> <p>二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引（海外金融先物市場（同条第七項に規定する海外金融先物市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）</p> <p>三 (略)</p> <p>10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 法第二条第十九項に規定する有価証券オプション取引（外国有価証券市場における類似の取引を含む。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 第一号から第三号に掲げる取引に類似する取引（有価証券市場</p>

11  
21 (略)

(法第二条第十七項に規定する有価証券市場をいう。)、外国有価証券市場、金融先物市場(金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物市場をいう。)、海外金融先物市場、商品市場又は外国商品市場における取引(以下この条及び第八条の八において「市場取引」という。)(以外の取引を含む。)

11  
21 (略)

(法第二条第十五項に規定する有価証券市場をいう。)、外国有価証券市場、金融先物市場(金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物市場をいう。)、海外金融先物市場、商品市場又は外国商品市場における取引(以下この条及び第八条の八において「市場取引」という。)(以外の取引を含む。)



改正案	現行
<p>（取引一任勘定取引に係る売買の別）</p> <p>第二条 法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 有価証券指数等先物取引 現実指数又は現実数値（それぞれ法第二十一条第二項に規定する現実指数又は現実数値をいう。以下同じ。）が約定指数又は約定数値（それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別</p> <p>二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数又は店頭現実数値（それぞれ法第二十五条に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。以下同じ。）が店頭約定指数又は店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別</p> <p>三 （略）</p> <p>四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（法第二条第二十五条に規定する有価証券店頭指</p>	<p>（取引一任勘定取引に係る売買の別）</p> <p>第二条 法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 有価証券指数等先物取引 現実指数又は現実数値（それぞれ法第十八条第二項に規定する現実指数又は現実数値をいう。以下同じ。）が約定指数又は約定数値（それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別</p> <p>二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数又は店頭現実数値（それぞれ法第二十二項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。以下同じ。）が店頭約定指数又は店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。以下同じ。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別</p> <p>三 （略）</p> <p>四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（法第二条第二十二項に規定する有価証券店頭指</p>

数をいう。以下同じ。)の数值又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別(当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数值又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあっては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。)

(禁止行為)

第四条 法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為

六 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この条において「時価新株予約権証券」

数をいう。以下同じ。)の数值又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別(当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数值又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあっては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。)

(禁止行為)

第四条 法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為

六 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第二十条第二項各号に掲げる証券会社が、同項各号の募集又は売出しに係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この条において「時価新株予約権証券」

という。 ) 又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この条において「時価新株予約権付社債券」という。

) 以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。 ) 以外の優先出資証券を除く。 ) の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の四第一項に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。 ) 又は売出し(法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。 ) の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券)、優先出資証券又は投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資証券をいう。次号において同じ。 ) で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券(法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。 ) に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イ 自己の計算による買付け(有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第七条第五項第五号に規定する買付け等(買付けに限

という。 ) 又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この条において「時価新株予約権付社債券」という。

) 以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券をいう。以下同じ。 ) 以外の優先出資証券を除く。 ) の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の四第一項に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。 ) 又は売出し(法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。 ) の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には株券又は時価新株予約権付社債券)、又は優先出資証券で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券(法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。 ) に該当するものについて、令第二十四条第一項に規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イ 自己の計算による買付け(有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引により取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する有価証券の売買取引による買付け、令第七条第五項第五号に規定する買付け等(買付けに限

る。）、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち令第二十条から第二十五条までの規定に従い行うもの（以下この条において「安定操作取引」という。）、証券取引所の定める規則（法第百四十九条第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び証券業協会の定める規則（法第七十六条の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けを除く。）をする行為

□ 他の証券会社（外国証券会社）（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）を含む。）に買付けの委託等（有価証券等清算取次ぎの委託（自己の計算による買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を除く。）をする行為

八・二（略）

七 安定操作取引又はその受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした証券会社が、その最初に行つた安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券、優先出資証券若しくは投資証券について買

る。）、令第二十条第一項に規定する安定操作取引のうち令第二十条から第二十五条までの規定に従い行うもの（以下この条において「安定操作取引」という。）、証券取引所の定める規則（法第百五十二条第一項の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの及び証券業協会の定める規則（法第七十六条の規定に基づき金融庁長官が認可するものに限る。）において当該証券業協会が登録する店頭売買有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けを除く。）をする行為

□ 他の証券会社（外国証券会社を含む。）に買付けの委託等（有価証券等清算取次ぎの委託（自己の計算による買付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を除く。）をする行為

八・二（略）

七 安定操作取引又はその受託等（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした証券会社が、その最初に行つた安定操作取引の時から前号の期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われた旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券若しくは優先出資証券について買付けの受託

付けの受託等若しくは売付け（証券会社（外国証券会社を含む。以下この号において同じ。）からの買付けの受託等、証券会社への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引（オプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において買主としての地位を取得するもの取得又はオプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において売主としての地位を取得するもの付与に限る。）の受託等（証券会社からの受託等を除く。）を<sup>（）</sup>する行為

八 顧客の有価証券の売買等が法第百六十六条第一項若しくは第三項又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該売買等の相手方となること又は当該売買等の受託等をする行為

九、十四（略）

（事故）

第五条 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等（法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同じ。）につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該証券会社の業務に関

等若しくは売付け（証券会社（外国証券会社を含む。以下この号において同じ。）からの買付けの受託等、証券会社への売付け及び売付けに係る有価証券等清算取次ぎを除く。）又は当該有価証券の売買に係る有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引（オプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において買主としての地位を取得するもの取得又はオプションであつて当該オプションの行使により当該行使をした者がこれらの取引において売主としての地位を取得するもの付与に限る。）の受託等（証券会社からの受託等を除く。）を<sup>（）</sup>する行為

八 顧客の有価証券の売買等が法第百六十六条第一項若しくは第三項又は法第百六十七条第一項若しくは第四項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当該売買等の相手方となること又は当該売買等の受託等をする行為

九、十四（略）

（事故）

第五条 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等（法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同じ。）につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該証券会社の業務に関

し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの（以下この条から第八条までにおいて「事故」という。）とする。

一〇六（略）

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一〇七（略）

八 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（証券会社に関する内閣府令第二十一条第二号イから八までに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第七十六条に規定する店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

九・十（略）

し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの（以下「事故」という。）とする。

一〇六（略）

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一〇七（略）

八 投資信託受益証券等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（証券会社に関する内閣府令第二十一条第二号イから八までに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。）、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第七十六条に規定する店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。）の乗換え（現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。）を勧誘するに際し、顧客（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

九・十（略）

十一 証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況

十二 委託を行った証券仲介業者の証券仲介業に係る法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況

十三 委託を行った証券仲介業者の事故（証券仲介業者に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第 号）第十四条第一項において準用する第五条に規定する事故をいう。）につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況

十四 委託を行った証券仲介業者に顧客に対する金銭又は有価証券の受渡しを行わせている状況

十五 証券会社が取得した顧客の特別な情報（当該証券会社が委託を行った証券仲介業者の証券仲介行為に係る顧客の情報を除く。）を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該証券会社が委託を行う証券仲介業者に提供している状況

（弊害防止措置の適用除外の承認申請）

第十一条の二 証券会社、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）若しくは子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）、当該証券

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（弊害防止措置の適用除外の承認申請）

第十一条の二 証券会社、当該証券会社を子会社（法第五十九条第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（同条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）若しくは子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）、当該証券会社の親銀行

会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）、当該証券会社の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。第十二条において同じ。）若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条において同じ。）である証券会社（外国証券会社を含む。）又はその他金融庁長官の指定する者（以下この条及び次条において「証券会社等」という。）が、それぞれ内部管理に関する業務を行うために、当該証券会社において第十二条第七号又は第八号に規定する行為をすることについて法第四十五条ただし書の承認を受けようとする場合は、当該証券会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一～五（略）

2  
4 （略）

等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）、当該証券会社の親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。第十二条において同じ。）若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条において同じ。）である証券会社（外国証券会社を含む。）又はその他金融庁長官の指定する者（以下この条及び次条において「証券会社等」という。）が、それぞれ内部管理に関する業務を行うために、当該証券会社において第十二条第七号又は第八号に規定する行為をすることについて法第四十五条ただし書の承認を受けようとする場合は、当該証券会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一～五（略）

2  
4 （略）



六 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 証券取引所 法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十一 (略)</p> <p>二十二 証券取引所 法第二条第十四項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。</p>

七 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十八 (略)</p> <p>二十九 証券取引所 法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。</p> <p>三十 (略)</p> <p>三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員（役員）の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。））が自己又は他人（仮設人を含む。）において同じ（）の名義により所有する株式（優先出資を含む。）の総株主又は総出資者の議決権（法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十八 (略)</p> <p>二十九 証券取引所 法第二条第十四項に規定する証券取引所をいい、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。</p> <p>三十 (略)</p> <p>三十一 特別利害関係者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 当該会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）の特別利害関係者（当該会社の役員（役員持株会を含む。）、当該役員（役員）の配偶者及び二親等内の血族（以下この号において「役員等」という。））が自己又は他人（仮設人を含む。）において同じ（）の名義により所有する株式（優先出資を含む。）の総株主又は総出資者の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。）の百分の五十を超えている会社、当該会社の関係会社並びに</p>

並びに当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。  
ロ二(略)

当該関係会社の役員をいう。以下この号において同じ。  
ロ二(略)

改正案	現行
<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）            第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三            第八項、第五十二条の二第二項、第五十二条の三第五項、第五十二            条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三條第四項並            びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」とい            う。）第四条第二項並びに第十七条の二第八項、第十七条の五第五項            、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六            第七項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第            三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の            三十一第三項及び第三十五条第九項において準用する場合を含む。            次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保            有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、            次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権            をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、            第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章におい            て同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）            第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三            第八項、第五十二条の二第二項、第五十二条の三第五項、第五十二            条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三條第四項並            びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」とい            う。）第四条第二項並びに第十七条の二第七項、第十七条の五第五項            、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六            第七項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第            三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の            三十一第三項及び第三十五条第九項において準用する場合を含む。            次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保            有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、            次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権            をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、            第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章におい            て同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p>

(特定社債に準ずる有価証券)

第十二条の二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一七 (略)

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等(以下「金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

(特定社債に準ずる有価証券)

第十二条の二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有価証券(同項に規定する有価証券については、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。)であつて、証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一七 (略)

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等(以下「金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

2 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ～八 (略)

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。)

六 (略)

2  
2  
6 (略)

2 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ～八 (略)

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第十八項から第二十項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。)

六 (略)

2  
2  
6 (略)

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2~4 (略)

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち営業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二~四 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同条第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十六条の二第二項第

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2~4 (略)

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち営業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第九項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二~四 (略)

(証券専門会社の業務等)

第十七条の二 法第十六条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十六条の二第二項第六号

六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 法第十六条の二第二項第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十六条の二第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

3 法第十六条の二第一項第九号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五（略）

4～6（略）

7 法第十六条の二第二項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定め

に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

（新設）

2 法第十六条の二第一項第九号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五（略）

3～5（略）

6 法第十六条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定め



る基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第二項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第三号の二に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第六号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二（略）

三 法第十六条の二第二項第五号八に規定する当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四（略）

8 法第二条第十一項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。

る基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十六条の二第二項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）又は同項第六号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二（略）

三 法第十六条の二第二項第五号八に規定する当該銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち次条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

四（略）

7 法第二条第十一項の規定は、第三項及び第四項に規定する議決権について準用する。

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2) 5 (略)

6 法第十六条の二第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

7 (略)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一) 八 (略)

九 第十七条の二第五項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第四項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 (略)

2) 5 (略)

6 法第十六条の二第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子会社である証券専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

7 (略)

(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一) 八 (略)

九 第十七条の二第四項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十七条の七の二 法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行が法第十六条の二第四項の認可を受けて他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とし

險会社を子会社とした場合とする。

2 法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

3 法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該銀行が法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

2 法第五十二条の二十三第一項第八号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第三項に規定する株式会社とする。

3～5 (略)

6 法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する内閣府令で定める

た場合とする。

2 法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該銀行が法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

3 法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該銀行が法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合（前号に掲げる場合を除く。）

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

2 法第五十二条の二十三第一項第八号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第十七条の二第二項に規定する株式会社とする。

3～5 (略)

6 法第五十二条の二十三第一項第九号に規定する内閣府令で定める

ものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 (略)

三 法第十六条の二第二項第五号八に規定する当該銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十七条の三第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

7

(略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

ものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第十七条の三第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、金融庁長官が定める基準により主として銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社又は法第五十二条の二十三第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十六条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 (略)

三 法第十六条の二第二項第五号八に規定する当該銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち第十七条の三第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十七条の三第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

7

(略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

<p>第三十四条の二十二 法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。</p> <p>2 法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。</p> <p>3 法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。</p>	<p>第三十四条の二十二 法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の二十三第三項の認可を受けて銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。</p> <p>2 法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。</p> <p>3 法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該銀行持株会社が法第五十二条の三十五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。</p>
--	---

改正案	現行
<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第四条の二 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p> <p>2（略）</p> <p>（証券専門会社等の業務等）</p> <p>第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p>	<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第四条の二 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p> <p>2（略）</p> <p>（証券専門会社の業務等）</p> <p>第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p>

二 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 法第十三条の二第一項第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

3 法第十三条の二第一項第九号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五（略）

4～6（略）

7 法第十三条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは

二 第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第十三条の二第四項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

（新設）

2 法第十三条の二第一項第九号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五（略）

3～5（略）

6 法第十三条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは

、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第三号の二に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）、又は同項第六号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二（略）

三 法第十三条の二第四項第五号八に規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第十三条の二第一項第三号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、又は同項第六号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社（法第十六条の二の四第一項に規定する持株会社をいう。以下同じ。）にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二（略）

三 法第十三条の二第四項第五号八に規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち第四条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの



四 (略)

8 | 法第十三条の二第三項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第四条の四 法第十三条の二第三項(法第十六条の二第二項及び第十六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の二第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条前段において準用する銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。))第四条第二項並びに前条第八項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第七項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という。)に係る議決権とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

四 (略)

7 | 法第十三条の二第三項の規定は、第三項及び第四項に規定する議決権について準用する。

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第四条の四 法第十三条の二第三項(法第十六条の二第二項及び第十六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の二第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条前段において準用する銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。))第四条第二項並びに前条第七項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第七項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という。)に係る議決権とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 } 5 (略)

6 法第十三条の二第四項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主又は総社員の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

7 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)  
第五条の六 (略)

2 法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第三項に規定する株式会社とする。

3 } 5 (略)

6 法第十六条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第十六条の四第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務

2 } 5 (略)

6 法第十三条の二第四項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社が、その総株主又は総社員の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

7 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)  
第五条の六 (略)

2 法第十六条の四第一項第八号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第二項に規定する株式会社とする。

3 } 5 (略)

6 法第十六条の四第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社又は法第十六条の四第一項第五号に規定する証券業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第

並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。 )に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。 )

二 (略)

三 法第十三条の二第四項第五号八に規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第四条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。 )に掲げる業務を営むもの

四 (略)

7 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。 )に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〜四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預

一 項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。 )に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十三条の二第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。 )

二 (略)

三 法第十三条の二第四項第五号八に規定する当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち第四条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。 )に掲げる業務を営むもの

四 (略)

7 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。 )に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〜四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預

入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他  
当該商品に関する詳細な説明

イハ (略)

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から  
第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有  
価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場  
証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は  
同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場にお  
ける有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項第一号に規定  
する国債証券等又は同項第六号ハに規定する外国国債証券に係  
るものに限る。)

六 (略)

2~6 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2~4 (略)

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち営業年度終了  
の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当  
額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号  
に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置  
を講じなければならない。

入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他  
当該商品に関する詳細な説明

イハ (略)

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第十八項から第  
二十項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証  
券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券  
先物取引

ホ 証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引又は  
同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場にお  
ける有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項第一号に規定  
する国債証券等又は同項第六号ハに規定する外国国債証券に係  
るものに限る。)

六 (略)

2~6 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2~4 (略)

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち営業年度終了  
の時に於いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当  
額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号  
に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置  
を講じなければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づき額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 四 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 第四条の三第五項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 銀行法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行が法第十三条の二第六項の認可を受けて他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第九項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づき額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 四 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 第四条の三第四項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 銀行法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行が法第十三条の二第六項の認可を受けて他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 銀行法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

3 銀行法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第二十五条の五 銀行法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が法第十六条の四第三項の認可を受けて長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 銀行法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより

2 銀行法第十六条の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

3 銀行法第十六条の三第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が銀行法第三十条第三項又は第四項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第二十五条の五 銀行法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が法第十六条の四第三項の認可を受けて長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

2 銀行法第五十二条の二十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第二項の認可を受けて吸収分割により営業を承継したことにより

長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 銀行法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(特定子会社)

第二十五条の六 銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第三項に掲げる業務を専ら営む会社とする。

長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

3 銀行法第五十二条の二十四第四項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の三五第三項の認可を受けて営業の譲受けをしたことにより長期信用銀行、銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合とする。

(特定子会社)

第二十五条の六 銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定めるものは、第四条の三第二項に掲げる業務を専ら営む会社とする。

十 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第四条の二 法第三十二条第七項（法第五十四条の十六第八項（法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第三項、第十条の七第五項、第十条の九第三項、第十条の十一第八項及び第十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第十六条の七並びに第二十条の三を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p>	<p>（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第四条の二 法第三十二条第七項（法第五十四条の十六第八項（法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）、令第十一条第三項、第十条の七第五項、第十条の九第三項、第十条の十一第七項及び第十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第十六条の七並びに第二十条の三を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p>



八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

6 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 (略)

2~5 (略)

6 法第五十四条の十七第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社（同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第二号の二に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第九号に規定する持株会社とする。

7・8 (略)

(法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第十条の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

6 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 (略)

2~5 (略)

6 法第五十四条の十七第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社（同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第九号に規定する持株会社とする。

7・8 (略)

(法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第十条の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項

において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜八 (略)

九 第十条の十一第五項の規定による新規事業分野開拓会社(同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。)の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十条の十 法第五十四条の十六第四項第三号(法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該信用金庫連合会が法第五十八条第三項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券中介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務等)

第十条の十一 (略)

2 法第五十四条の十七第一項第二号の二に規定する内閣府令で定め

において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〜八 (略)

九 第十条の十一第四項の規定による新規事業分野開拓会社(同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。)の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十条の十 法第五十四条の十六第四項第三号(法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 当該信用金庫連合会が法第五十八条第三項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社の業務等)

第十条の十一 (略)

(新設)

る業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 第十条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十四条の十七第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

3 法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七項、第五十四条の十七第一項第八号又は第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一〇五（略）

4 6（略）

7 法第五十四条の十五第一項第三号又は第五十四条の十七第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第十条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつ

2 法第五十四条の十五第一項第二号、第五十四条の十六第七項、第五十四条の十七第一項第八号又は第五十四条の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一〇五（略）

3 5（略）

6 法第五十四条の十五第一項第三号又は第五十四条の十七第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第十条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつ

ては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 (略)

二 法第五十四条の十七第一項第二号に規定する証券専門会社、同項第二号の二に規定する証券仲介専門会社又は同項第五号に規定する証券業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)(を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)(に掲げる業務を営むもの

三 法第五十四条の十七第二項第五号八に規定する当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第十条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)(に掲げる業務を営むもの

四 (略)

8 法第三十二条第七項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。

(預金者等に対する情報の提供)

第十五条の二の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)(に対

ては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 (略)

二 法第五十四条の十七第一項第二号に規定する証券専門会社又は同項第五号に規定する証券業を営む外国の会社(銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。)(を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)(に掲げる業務を営むもの

三 法第五十四条の十七第二項第五号八に規定する当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち第十条の五第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号(第二十四号から第三十四号までを除く。)(に掲げる業務を営むもの

四 (略)

7 法第三十二条第七項の規定は、第三項及び第四項に規定する議決権について準用する。

(預金者等に対する情報の提供)

第十五条の二の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)(に対

する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ～ハ (略)

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号ハに規定する外国国債証券に係るものに限る。)

六 (略)

2～6 (略)

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2～4 (略)

する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ～ハ (略)

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第十八項から第二十二項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号ハに規定する外国国債証券に係るものに限る。)

六 (略)

2～6 (略)

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2～4 (略)

<p>5 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>5 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第九項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額</p> <p>二 四 (略)</p>
---	--

改正案

現行

<p>（法第二条第二十一項に規定する有価証券）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」といふ。）<u>第二条第二十一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、</u>法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものとする。</p>	<p>（法第二条第十八項に規定する有価証券）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」といふ。）<u>第二条第十八項に規定する内閣府令で定める有価証券は、</u>法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものとする。</p>
<p>（取引証拠金の預託を受けない取引）</p> <p>第二条 法第百八条の三第一項に規定する金融庁長官の定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める場合のものとする。</p> <p>一 有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引（以下「証券先物取引」といふ。）先物銘柄（証券先物取引において取引されるもの）のうち取引対象（証券取引所が、有価証券の売買等のため金融庁長官の承認を受けて上場した当該取引に係る有価証券、有価証券指数又はオプションをいう。以下同じ。）及び取引最終日を同一とするもの。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が法第百四十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の認可（以下「金融庁長官の認可」といふ。）を得て定めるものとする。（ことに、買建玉）取引の決</p>	<p>（取引証拠金の預託を受けない取引）</p> <p>第二条 法第百八条の三第一項に規定する金融庁長官の定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める場合のものとする。</p> <p>一 有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引（以下「証券先物取引」といふ。）先物銘柄（証券先物取引において取引されるもの）のうち取引対象（証券取引所が、有価証券の売買等のため金融庁長官の承認を受けて上場した当該取引に係る有価証券、有価証券指数又はオプションをいう。以下同じ。）及び取引最終日を同一とするもの。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が法第百五十二条第一項の規定に基づき金融庁長官の認可（以下「金融庁長官の認可」といふ。）を得て定めるものとする。（ことに、買建玉）取引の決</p>

済が未了である買付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場となる取引をいう。）の約定に係る数量をいう。以下同じ。）と売建玉（取引の決済が未了である売付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場となる取引をいう。）の約定に係る数量をいう。以下同じ。）が同量である場合

二 有価証券オプション取引オプション銘柄（有価証券オプション取引において取引されるものうち、取引対象、取引最終日、オプションの種類（オプションの行使をした者が当該行使により成立する取引において売主（法第二十二項第二号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者をいう。）としての地位を取得するか買主（法第二十二項第二号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者をいう。）としての地位を取得するかの別をいう。）及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は有価証券指数をいう。）を同一とするものをいう。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が金融庁長官の認可を得て定めるものとする。）（ことに、売建玉と買建玉が同量である場合又は買建玉が売建玉を上回る場合

済が未了である買付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場となる取引をいう。）の約定に係る数量をいう。以下同じ。）と売建玉（取引の決済が未了である売付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場となる取引をいう。）の約定に係る数量をいう。以下同じ。）が同量である場合

二 有価証券オプション取引オプション銘柄（有価証券オプション取引において取引されるものうち、取引対象、取引最終日、オプションの種類（オプションの行使をした者が当該行使により成立する取引において売主（法第十九項第二号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者をいう。）としての地位を取得するか買主（法第十九項第二号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者をいう。）としての地位を取得するかの別をいう。）及び権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は有価証券指数をいう。）を同一とするものをいう。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が金融庁長官の認可を得て定めるものとする。）（ことに、売建玉と買建玉が同量である場合又は買建玉が売建玉を上回る場合



(取引証拠金の預託方法)

第三条 証券取引所(その取引所有価証券市場における証券先物取引等の全部又は一部に関し、他の証券取引清算機関に有価証券債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程で定めた場合)にあっては、当該証券先物取引等について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関(以下同じ。)は、法第百八条の三第一項の規定に基づき取次者(同項第二号に規定する取次者(有価証券等清算取次ぎ)にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎを引き受けた者)をいう。以下同じ。)、委託者(同号に規定する委託者(有価証券等清算取次ぎ)にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎを委託した者であつて取次者でない者)をいう。以下同じ。

(又は申込者(同項第四号に規定する申込者(有価証券等清算取次ぎ)にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎを申し込んだ者)をいう。以下同じ。)

から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 法第百八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合(証券先物取引等を受託した会員等(法第八十二条第一項第三号に規定する会員等をいう。以下同じ。))が当該証券先物取引等について有価証券等清算取次ぎを委託するものとして清算受託者(会員等が有価証券等清算取次ぎを委託する者をいう。以下同じ。))を届

(取引証拠金の預託方法)

第三条 証券取引所(その取引所有価証券市場における証券先物取引等の全部又は一部に関し、他の証券取引清算機関に有価証券債務引受業を行わせる旨を定款又は業務規程で定めた場合)にあっては、当該証券先物取引等について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関(以下同じ。)は、法第百八条の三第一項の規定に基づき取次者(同項第二号に規定する取次者(有価証券等清算取次ぎ)にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎを引き受けた者)をいう。以下同じ。)、委託者(同号に規定する委託者(有価証券等清算取次ぎ)にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎを委託した者であつて取次者でない者)をいう。以下同じ。

(又は申込者(同項第四号に規定する申込者(有価証券等清算取次ぎ)にあっては、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎを申し込んだ者)をいう。以下同じ。)

から取引証拠金の預託を受けるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を代理人として当該取引証拠金の預託を受けなければならない。

一 法第百八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合(証券先物取引等を受託した会員等(法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下同じ。))が当該証券先物取引等について有価証券等清算取次ぎを委託するものとして清算受託者(会員等が有価証券等清算取次ぎを委託する者をいう。以下同じ。))を届けた

<p>2 （略）</p> <p>二丁四（略）</p> <p>け出た場合を除く。） 当該証券先物取引等を受託した会員等</p>	<p>2 （略）</p> <p>二丁四（略）</p> <p>場合を除く。） 当該証券先物取引等を受託した会員等</p>
--	---

改正案	現行
<p>（特定有価証券等の買付けに準ずるもの）</p> <p>第一条の三 令第二十七条の五第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 特定有価証券等（特定有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）を表示する令第二十七条の四第三号に掲げる関連有価証券（以下「売方関連有価証券」という。）を除く。以下この条、次条及び第六条の二において同じ。）に係る有価証券指数等先物取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの</p> <p>二 七（略）</p> <p>八 特定有価証券等に係る法第二十六条第二号に規定する有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者とな</p>	<p>（特定有価証券等の買付けに準ずるもの）</p> <p>第一条の三 令第二十七条の五第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 特定有価証券等（特定有価証券の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券の売買において売主としての地位を取得するものに限る。）を表示する令第二十七条の三第一号に掲げる関連有価証券（以下「売方関連有価証券」という。）を除く。以下この条、次条及び第六条の二において同じ。）に係る有価証券指数等先物取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの</p> <p>二 七（略）</p> <p>八 特定有価証券等に係る法第二十三条第二号に規定する有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者とな</p>

るものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の付与

九（略）

2（略）

（特定有価証券等の売付けに準ずるもの）

第一条の四 令第二十七条の六第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一（七）（略）

八 特定有価証券等に係る法第二十六条第二号に規定する有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が

るものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の付与

九（略）

2（略）

（特定有価証券等の売付けに準ずるもの）

第一条の四 令第二十七条の六第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一（七）（略）

八 特定有価証券等に係る法第二十三条第二号に規定する有価証券店頭オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該特定有価証券等の価格が

当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与

九 (略)

2 (略)

(報告書の提出を要しない場合)

第四条 (略)

2 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権(法第二十八條の四第三項に規定する議決権をいう。以下この項及び次項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二 (略)

3 (略)

(買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案し法第六十四條第一項から第七項までの規定を適用しない場合)

第五条 法第六十四條第八項に規定する内閣府令で定める場合は前条第一項各号に掲げる場合とする。

当該行使をした場合の特定有価証券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与

九 (略)

2 (略)

(報告書の提出を要しない場合)

第四条 (略)

2 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権(法第五十九條第二項に規定する議決権をいう。以下この項及び次項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二 (略)

3 (略)

(買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案し法第六十四條第一項から第七項までの規定を適用しない場合)

第五条 法第六十四條第八項に規定する内閣府令で定める場合は前条各号に掲げる場合とする。

(売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定  
有価証券の数量)

第七条の二 法第百六十五条第二号に規定する特定有価証券等に係る  
売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有  
価証券の数量として内閣府令で定める数量は、次の各号に掲げる取  
引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

一・二 (略)

三 特定有価証券に係る法第二十六条第二号に規定する有価  
証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使  
された場合に成立する取引に係る想定元本額を一定有価証券当  
たりの権利行使店頭約定数値(その取引の当事者の一方の意思表  
示により成立する取引に係る店頭約定数値)で除した数

四・七 (略)

八 関連有価証券に係る法第二十六条第二号に規定する有価  
証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使  
された場合に成立する取引に係る想定元本額を一関連有価証券当  
たりの権利行使店頭約定数値(その取引の当事者の一方の意思表  
示により成立する取引に係る店頭約定数値)で除した数にその一  
関連有価証券当たりに表示されたオプション又は権利に係る特定  
有価証券の数を乗じた数

九・十 (略)

(売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定  
有価証券の数量)

第七条の二 法第百六十五条第二号に規定する特定有価証券等に係る  
売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有  
価証券の数量として内閣府令で定める数量は、次の各号に掲げる取  
引の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

一・二 (略)

三 特定有価証券に係る法第二十三条第二号に規定する有価  
証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使  
された場合に成立する取引に係る想定元本額を一定有価証券当  
たりの権利行使店頭約定数値(その取引の当事者の一方の意思表  
示により成立する取引に係る店頭約定数値)で除した数

四・七 (略)

八 関連有価証券に係る法第二十三条第二号に規定する有価  
証券店頭オプション取引 取得し又は付与したオプションが行使  
された場合に成立する取引に係る想定元本額を一関連有価証券当  
たりの権利行使店頭約定数値(その取引の当事者の一方の意思表  
示により成立する取引に係る店頭約定数値)で除した数にその一  
関連有価証券当たりに表示されたオプション又は権利に係る特定  
有価証券の数を乗じた数

九・十 (略)

改正案	現行
<p>（重要事実に係る規制の適用除外）            第六条（略）</p> <p>2 前項第三号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八條の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条及び第八條において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合には、            おける当該他の会社</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（株券等に係る買付け等に準ずるもの）            第七條 令第三十三條の三第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 株券等に係る法第二條第二十六項第二号に規定する有価証券オプシヨンの取引 オプシヨンの行使により当該行使をした者が当該オプシヨンの行使に係る取引において現に当該行使を</p>	<p>（重要事実に係る規制の適用除外）            第六条（略）</p> <p>2 前項第三号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九條第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び第八條において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合には、            当該他の会社</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（株券等に係る買付け等に準ずるもの）            第七條 令第三十三條の三第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 株券等に係る法第二條第二十三項第二号に規定する有価証券オプシヨンの取引 オプシヨンの行使により当該行使をした者が当該オプシヨンの行使に係る取引において現に当該行使を</p>

した時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の付与

九（略）

2（略）

（株券等に係る売付け等に準ずるもの）

第七条の二 令第三十三条の四第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一（七）（略）

八 株券等に係る法第二十一条第二十六項第二号に規定する有価証券オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オ

した時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の付与

九（略）

2（略）

（株券等に係る売付け等に準ずるもの）

第七条の二 令第三十三条の四第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一（七）（略）

八 株券等に係る法第二十一条第二十三項第二号に規定する有価証券オプション取引 オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）の取得及びオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オ



<p>2 (略)</p>	<p>九 (略)</p> <p>プシヨンに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与</p>
<p>2 (略)</p>	<p>九 (略)</p> <p>プシヨンに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)の付与</p>

十四 金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）

改正案	現行
<p>(免許申請書)</p> <p>第一条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条の免許を受けようとする者は、<u>法第四条第一項の免許申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>2 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する議決権をいう。第二条の五、第二条の八、第二条の六及び第三条において同じ。）の数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）</p> <p>九〇十四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>(免許申請書の添付書類)</p> <p>第一条（新設）</p> <p>1 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号。以下「法」という。）<u>第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びに保有する議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する議決権をいう。第二条の五、第二条の八、第二条の六及び第三条において同じ。）の数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）</p> <p>九〇十四（略）</p> <p>2（略）</p>

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第一条の二 法第四条第三項(法第三十四条の三十五第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)×六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3 (略)

(金融先物取引所の子会社の認可申請)

第一条の三 金融先物取引所は、法第九条の二第一項ただし書の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該金融先物取引所及び認可を受けようとする子会社(法第九条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)に関する次に掲げる書類

イ 当該金融先物取引所及び当該子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後三営業年度における当該金融先物取引所及び当該子会社(子会社となる会社を含む。)の収支の見込みを記載し

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第一条の二 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)×六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2・3 (略)

(新設)

た書類

三 当該認可に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 会社登記簿の謄本

ハ 名称及び主たる営業所又は事務所の所在の場所を記載した書類

ニ 業務の内容を記載した書類

ホ 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類

ヘ 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名を記載した書類

（組織変更計画書の記載事項）

第二条の二 法第三十四条の五第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後の株式会社金融先物取引所（法第九条の三第二項に規定する株式会社金融先物取引所をいう。以下同じ。）の商号

二 四（略）

五 組織変更前の会員金融先物取引所（法第九条の三第一項に規定する会員金融先物取引所をいう。以下同じ。）の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定

（組織変更計画書の記載事項）

第二条の二 法第三十四条の五第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後の株式会社金融先物取引所（法第九条の二第二項に規定する株式会社金融先物取引所をいう。以下同じ。）の商号

二 四（略）

五 組織変更前の会員金融先物取引所（法第九条の二第一項に規定する会員金融先物取引所をいう。以下同じ。）の会員に対して支払う金額を定めたときは、その規定

(組織変更認可申請書)

第二条の五 法第三十四条の第十四第一項の認可を受けようとする者は、同条第二項の組織変更認可申請書に同条第三項に規定する書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十四条の第十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 一〇四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社金融先物取引所(以下この条及び次条において「会社」という。 )の株式に係る議決権(法第三十四条の二十第五項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。 )

二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一〇あたりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。 )をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株

(組織変更認可申請書の添付書類)

第二条の五 (新設)

1 法第三十四条の第十四第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 一〇四 (略)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会社金融先物取引所(以下この条及び次条において「会社」という。 )の株式に係る議決権(法第三十四条の二十第三項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。 )

二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一〇あたりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。 )をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株

式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権（法第三十四条の二十第五項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四・五（略）

（取得等の制限の適用除外）

第二条の七 法第三十四条の二十第二項、第三十四条の二十八第二項、第三十四条の三十四第二項、第三十四条の三十七第二項及び第三十四条の四十第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する会社の対象議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する対象議決権をいう。以下同じ。）の数に増加がない場合

二 四（略）

（特定保有者の届出に関する事項）

第二条の七の二 法第三十四条の二十第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定保有者（法第三十四条の二十第三項に規定する特定保有者をいう。以下この条において同じ。）になった日

二 特定保有者に該当することとなった原因

式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権（法第三十四条の二十第三項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。）

四・五（略）

（取得等の制限の適用除外）

第二条の七 法第三十四条の二十第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する会社の対象議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）の数に増加がない場合

二 四（略）

（新設）

三 その保有する会社の対象議決権の数

(対象議決権保有届出書の記載事項)

第二条の七の三 法第三十四条の二十の二第一項の規定による対象議決権保有届出書を提出すべき者は、第一号様式により当該届出書一通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

(新設)

(財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

第二条の七の四 法第三十四条の二十八第一項に規定する内閣府令で定める事実は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条第六項第二号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する事実がある場合とする。

(新設)

(株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書の添付書類)

第二条の七の五 法第三十四条の二十八第一項の規定による認可を受けようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

一 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値(法第三十四条の二十八第一項に規定する主要株主基準値をいう。以下この条におい

て同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者(法人である者に限る。) 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 当該法人に関する次に掲げる書類

定款

法人登記簿の謄本

取締役及び監査役(当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからりまでの規定に該当しないことを誓約する書面

その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びにその保有する議決権の数を記載した書類

当該認可の申請が株主総会又は取締役会(これらに準ずる機関を含む。以下この条において同じ。)の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

本店又は主たる事務所の所在の場所を記載した書類

業務の内容を記載した書類

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損



失処理計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

当該株式会社金融先物取引所の対象議決権の保有に係る体制を記載した書類

その保有する株式会社金融先物取引所の対象議決権の数及び保有割合並びに当該認可後に取得又は保有しようとする当該株式会社金融先物取引所の対象議決権の数及び保有割合を記載した書類

当該認可後に当該株式会社金融先物取引所との間に有することを予定する人事、資金、技術及び取引等における関係並びに当該関係に係る方針（当該株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。）

その他法第三十四条の二十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

二 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。）

（ ） 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 当該者に関する次に掲げる書類

当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類

住民票の抄本又はこれに代わる書面

法第十九条第五号イからりまでの規定に該当しないことを

誓約する書面

前号ロ から までに掲げる書類

三 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人の設立をしようとする者  
次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

定款

取締役及び監査役（当該者が会社以外の者にあつては、理事、監事その他これらに準ずる者、委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからりまでの規定に該当しないことを誓約する書面

その総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する

る株主総会の議事録)

主たる事務所の所在の場所を記載した書類

業務の内容を記載した書類

資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることが  
できる書類

当該株式会社金融先物取引所の対象議決権の保有に係る体  
制を記載した書類

その保有する株式会社金融先物取引所の対象議決権の数及  
び保有割合並びに当該認可後に取得又は保有しようとする当  
該株式会社金融先物取引所の対象議決権の数及び保有割合を  
記載した書類

当該認可後に当該株式会社金融先物取引所との間に有する  
ことを予定する人事、資金、技術及び取引等における関係並  
びに当該関係に係る方針(当該株式会社金融先物取引所の業  
務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。)

その他法第三十四条の二十九第一項に規定する審査をする  
ため参考となるべき事項を記載した書類

(株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権  
の保有者になろうとする場合の予備審査)

第二条の七の六 株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数  
の対象議決権の保有者になろうとする者又は株式会社金融先物取引  
所の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者である会社その

(新設)

他の法人を設立しようとする者は、法第三十四条の二十八第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(特定保有者に係る規定の準用)

第一条の七の七 第二条の七の二の規定は、法第三十四条の二十八第三項（法第三十四条の三十四第四項及び第三十四条の四十第四項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項について準用する。

(特定保有者に係る認可申請)

第一条の七の八 特定保有者（法第三十四条の二十八第三項に規定する特定保有者をいう。）は、同条第四項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 第一条の七の五第一号ロ から ままでに掲げる書類

(金融先物取引所持株式会社の認可申請)

第一条の七の九 法第三十四条の三十四第一項の認可を受けようとする者は、法第三十四条の三十五第一項の認可申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出

(新設)

(新設)

(新設)

しなければならない。

2 法第三十四条の三十五第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 株式会社金融先物取引所を子会社（法第三十四条の二十第四項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）

としよつとする場合 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 株式会社金融先物取引所を子会社としよつとする者に関する次に掲げる書類

会社登記簿の謄本

取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

株主総会又は取締役会の議事録

本店の所在の場所を記載した書類

業務の内容を記載した書類

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損

- 
- 失処理計算書その他当該者の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
  - 当該者が行う子会社となる株式会社金融先物取引所の経営管理に係る体制を記載した書類
  - 株式会社金融先物取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
- 八 子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類
- 商号及び本店の所在の場所を記載した書類
  - 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類
  - に掲げる書類
- 二 法第三十四条の三十四第一項の認可後三営業年度における当該者及びその子会社である株式会社金融先物取引所の収支の見込みを記載した書類
- ホ その他法第三十四条の三十六第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 二 株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする場合、次に掲げる書類
- イ 理由書
- ロ 法第三十四条の三十四第一項の認可を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類
-

取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録）

本店の所在の場所を記載した書類

業務の内容を記載した書類

資本の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類

当該設立会社が行う子会社となる株式会社金融先物取引所の経営管理に係る体制を記載した書類

株式会社金融先物取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

八 子会社となる株式会社金融先物取引所に関する次に掲げる書類

商号及び本店の所在の場所を記載した書類

取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の役職名及び氏名を記載した書類

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

二 当該設立後三営業年度における設立会社及びその子会社である株式会社金融先物取引所の収支の見込みを記載した書類

ホ その他法第三十四条の三十六第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（金融先物取引所持株会社の認可の予備審査）

第一条の七の十 株式会社金融先物取引所を子会社としようとする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社を設立しようとする者は、法第三十四条の三十四第一項の規定による認可を受けようとするときは、前条各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（特定持株会社に係る認可申請）

第二条の七の十一 特定持株会社（法第三十四条の三十四第三項に規定する特定持株会社をいう。）は、同項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）



一 理由書

二 第二条の七の九第二項第一号ロ から までに掲げる書類

(金融先物取引所持株会社の特定保有者の届出に関する事項等)

第一条の七の十二 第二条の七の二の規定は法第三十四条の三十七第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第二条の七の三の規定は法第三十四条の三十八の規定による対象議決権保有届出書を提出すべき者について、第二条の七の五及び第一条の七の六の規定は法第三十四条の四十第一項の規定による認可を受けようとする場合について、第二条の七の七の規定は法第三十四条の四十第三項ただし書の規定による認可を受けようとする場合について、それぞれ準用する。

(金融先物取引所持株会社の子会社の認可申請)

第二条の七の十三 第一条の三の規定は、法第三十四条の四十六ただし書の規定による金融先物取引所持株会社の子会社の認可申請について準用する。

(合併認可申請書)

第三条 法第三十四条の二十三第一項の認可を受けようとする者は、同条第二項の合併認可申請書に同条第三項に規定する書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める書類は

(新設)

(新設)

(合併認可申請書の添付書類)

第三条 (新設)

1 法第三十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める書類は

、次に掲げる書類とする。

一〇十四 (略)

(信認金の運用方法)

第四条 法第三十五条の四第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(訳文の添付)

第七条の四 法第三章又は令の規定により、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長(次条において「内閣総理大臣等」という。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

(外国通貨の換算)

第七条の五 法第三章又は令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

(認可申請書のその他の記載事項)

第七条の六 法第五十五条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定

、次に掲げる書類とする。

一〇十四 (略)

(信認金の運用方法)

第四条 法第三十五条の三第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 海外金融先物市場（法第二条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）を開設した年月日
- 二 外国金融先物取引所参加者（法第五十五条の四第一項第六号に規定する外国金融先物取引所参加者をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び外国金融先物取引所入出力装置（法第五十五条の二第一項に規定する外国金融先物取引所入出力装置をいう。以下同じ。）を設置する営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内に設けられた営業所又は事務所とする。）及び部署の名称
- 三 資本の額
- 四 他に業務を営んでいる場合は、その事業の種類

（認可申請書の添付書類）

第七条の七 法第五十五条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（業務規則（同項第一号に規定する業務規則をいう。）に記載されているものを除く。）とする。

- 一 外国金融先物取引所参加者に行わせようとする取引の種類
- 二 外国市場取引（法第五十五条の四第一項第六号に規定する外国市場取引をいう。以下同じ。）に係る業務を管理する責任者の氏名及び役職名
- 三 外国市場取引に係る業務を行う部署（当該業務の一部を他の者に委託する場合は、その者を含む。）の名称及び組織の体制
- 四 外国市場取引の対象となる金融先物取引と類似の取引の種類、

（新設）

- 
- 銘柄及び取引の最低単位
  - 五 外国金融先物取引所参加者の取引資格に係る事項
  - 六 価格の決定方法
  - 七 気配、価格その他の価格情報の公表方法
  - 八 外国市場取引に係る決済方法及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法
  - 九 外国市場取引に係る取引記録の作成及び保存の方法
  - 十 外国市場取引の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
  - 十一 外国市場取引に係る取引量及び外国金融先物取引所参加者の数の見込み
  - 十二 その他外国市場取引の公正の確保に関する重要な事項
- 2 法第五十五条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 外国市場取引に係る業務を行うことを決議した役員会等（役員会その他これに類する機関）の議事録
  - 二 国内における事務所に駐在する役員及び国内における代表者の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書類
  - 三 役員及び国内における代表者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面
  - 四 事務の機構及び分掌を記載した書類
  - 五 外国金融先物取引所参加者に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場を開設してから令第二条の五第一項に定める期間以上を
-

経過していること、又は同条第二項に定める場合に該当することを証する書面

六 認可申請者が所在する国における海外金融先物市場を開設する業務に関する法制を記載した書面

七 外国金融先物取引所参加者との外国市場取引に係る契約書類

八 外国市場取引に係る業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保存の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法

九 その他法第五十五条の五第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(分割又は営業の譲渡)

第七条の八 令第二条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができると認められる場合とする。

2 令第一条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができる<sup>ニ</sup>と認められる場合とする。

3 令第一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める者は、認可申請者の総株主の議決権（法第三十四条の二十第一項に規定する総株主の議決権をいう。）の全部を保有している者とする。

(業務報告書の作成)

(新設)

第七条の九 法第五十五条の六の規定により外国金融先物取引所が提出する業務報告書は、第二号様式により作成しなければならない。

(新設)

(届出事項)

第七条の十 法第五十五条の八に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 外国市場取引に係る業務を休止し、又は再開した場合
- 二 他の海外金融先物市場を開設する者(以下この号において海外金融先物市場開設者という。)と合併した場合、海外金融先物市場開設者の海外金融先物市場を開設する業務の全部若しくは一部を承継した場合、又は海外金融先物市場開設者から海外金融先物市場を開設する業務の全部若しくは一部を譲り受けた場合
- 三 破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行った場合又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行った場合
- 四 法第五十五条の五第二項第一号の規定に該当することとなった場合
- 五 役員又は国内における代表者が法第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合
- 六 国内における事務所に駐在する役員又は国内における代表者に法令等(法第五十五条の五第一項第二号に規定する法令等をいう。次条において同じ。)に違反する行為があったことを知った場合

七 前号の行為の詳細が判明した場合

八 法第五十五条の四第二項第三号の規定により提出した書類の内容に重要な変更があつた場合

(提出書類)

第七条の十一 外国金融先物取引所は、取引高報告を第三号様式によ

り毎月及び毎年ごとに作成し、当該期間終了後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 外国金融先物取引所は、電子情報処理組織に異常が発生し、当該電子情報処理組織を使用して外国市場取引又は受渡しその他の決済を継続的に行わせることが困難となつた場合には、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

3 外国金融先物取引所は、次の各号に掲げる事実が発生した場合に  
は、遅滞なく、当該各号に定める書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 法令等又は業務規則に違反した外国金融先物取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとつた場合  
外国金融先物取引所参加者の措置に関する報告書

二 役員又は従業員が外国市場取引に係る業務を執行するに際し、法令違反をした場合  
役員又は従業員の法令違反に関する報告書

(新設)

(申請書等の提出先)

第七条の十二 法第五十五条の二第一項の認可を受けようとする者は、法第五十五条の四第一項の認可申請書の提出については、書類一通を作成し、金融庁長官を経由してしなければならない。

2 法第五十五条の二第一項の認可を受けようとする者は、前項の書類を内閣総理大臣に提出したときは、当該書類の写しを、当該認可を受けようとする者の国内における代表者の住所地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

(禁止行為)

第二十五条 法第七十四条第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 金融先物取引等の受託等の動向その他業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は委託者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、金融先物取引等の申込み、委託又は取次ぎ等(委託の媒介、取次ぎ又は代理をいう。以下同じ。)をすること。

二・三 (略)

第二十五条の二 法第四十四条の三第二項において準用する法第七十四条第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(新設)

(禁止行為)

第二十五条 法第七十四条第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 金融先物取引等の受託等の動向その他業務上知りえた特別の情報に基づいて自己又は委託者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、金融先物取引等の申込み、委託又は取次ぎ等(委託の媒介、取次ぎ又は代理をいう。以下同じ。)をすること。

二・三 (略)

第二十五条の二 法第四十四条の三第二項において準用する法第七十四条第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。



一 店頭金融先物取引の動向その他業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、店頭金融先物取引をすること。

二・三 (略)

一 店頭金融先物取引の動向その他業務上知りえた特別の情報に基づいて自己又は顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、店頭金融先物取引をすること。

二・三 (略)

第一号様式

対象議決権保有届出書  
(法第34条の20の2第1項に基づく報告書)

受		付	
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

財務(支)局長 殿  
氏名又は名称

印(イ) 報告義務発生日 平成 年 月 日(口)

住所又は本店所在地 (イ) 平成 年 月 日 提出

(日本工業規格 A4 210×297 ミリメートル)

第1 提出者に関する事項

1 提出者(対象議決権保有者)(ハ)

1 個人 2 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他( ) )			
フリガナ(カタカナ)			
氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
住所又は本店所在地		〒	
フリガナ(カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	1 明治 2 大正	3 昭和 4 平成	勤務先名称
法人	職業		勤務先住所
	設立年月日	年 月 日	(フリガナ)
個人	1 明治 2 大正	3 昭和 4 平成	代表者名
	代表者役職		
事業内容			
事務上の連絡先及び担当者名			
			電話番号

2 保有目的(二)

--

3 対象議決権保有割合

対象議決権保有者になった日	年 月 日 ( )
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)

4 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約(ホ)

--

第2 共同保有者に関する事項

1 共同保有者(ハ)

1 個人 2 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )			
フリガナ(カタカナ)			
氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
住所又は本店所在地		〒	
フリガナ(カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ(カタカナ)			
旧住所又は本店所在地		〒	
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	1 明治 2 大正	3 昭和 4 平成	勤務先名称
法人	職業		勤務先住所
	設立年月日	年 月 日	(フリガナ)
法人	1 明治 2 大正	3 昭和 4 平成	代表者名
	代表者役職		
事業内容			
事務上の連絡先及び担当者名			
		電話番号	

3 対象議決権保有割合

保 有 議 決 権 数	個（総株主の議決権に対する割合 %）
-------------	--------------------

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者(ト)

1		21		41	
2		22		42	
3		23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合

保 有 議 決 権 数	個（総株主の議決権に対する割合 %）
-------------	--------------------

(記載上の注意)

## 1 一般的事項

- (A) 記載事項のうち「第1 提出者に関する事項」には、提出者の議決権の保有状況について記載し、「第2 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合のみ、共同保有者1人につき1枚ずつ、各共同保有者の議決権の保有状況について記載し、「第3 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の議決権の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」及び「第3 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- (B) 対象議決権保有届出書(以下この様式において「届出書」という。)の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の届出書を一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの議決権の保有状況について、別々に「第1 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの議決権の保有状況を一括して「第3 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。この場合には、この様式のうち「第2 共同保有者に関する事項」に係る部分は提出することを要しない。
- (C) のある欄は、該当する番号を で囲むこと。

## 2 個別事項

### (イ) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

- (1) 届出書の提出者本人(代理人が提出する場合には当該代理人)の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記入し、押印すること。なお、代理人が提出する場合には、報告書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- (2) 届出書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者が、その氏名又は名称及び住所又は本店所在地を届出書の一項目のみに記入、押印すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。
- (3) 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記入し、代表者印を押印すること。

### (ロ) 届出義務発生日

対象議決権保有者となった日を記載すること。

## 第1 提出者に関する事項

### (ハ) 提出者(対象議決権保有者)

- (1) 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。法人の場合には、会社形態について該当する番号を で囲み、該当するものがない場合には、「合名会社」、「合資会社」等、具体的に記載すること。民法上の組合(民法第667条)その他の法人格を有さない組合又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、議決権を所有し、又は法第27条の23第3項各号に規定する者に該当する業務執行組合員等に保有者として提出すること。また、この場合、その旨を届出書の「4 当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。

(2) 提出者が個人の場合は「個人」欄に、法人の場合は「法人」欄に必要事項をそれぞれ記載すること。

(3) 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

(4) 「事業内容」欄には、届出書の提出義務が生じた日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(二) 保有目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(ホ) 対象議決権を有する株券等に関する担保契約等重要な契約

保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約、その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている議決権の数量等、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

第2 共同保有者に関する事項

(ヘ) 共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第1 提出者のに関する事項」の「第2 共同保有者に関する事項」に準じて記載すること。

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

(ト) 提出者及び共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること。

(チ) 上記提出者及び共同保有者の対象議決権保有割合

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有議決権数を合計して記載すること。

第 期業務報告書 ( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )  
 年 月 日提出  
 商号  
 所在地  
 代表者の役職氏名

1 外国金融先物取引所の認可年月日

2 取引状況

(1) 種類別上場商品の状況

種 類	上 場 年 月 日	取 引 高

(記載上の注意)

1. 種類欄には、商品名を記入する。
2. 取引高欄には、種類別に取引単位を記入する。

(2) 上場商品の動向

(3) 清算状況

(4) システムの稼働状況

3 重要な機関(総会、理事会、委員会等)の運営状況

4 主な活動

5 自主規制機関(取引監視・考査)としての外国金融先物取引所参加者に対する活動状況

6 外国金融先物取引所参加者等の異動状況

(1) 概況

(2) 外国金融先物取引所参加者

7 規則の制定・変更

(1) 制定

(2) 変更

8 財務

(1) 損益状況

(2) 資産・負債・資本の状況

(3) 損失処理

(4) 財務諸表

9 組織

(1) 組織図

(2) 役員・委員会委員名簿

11 関係会社(親会社、子会社等の関連会社)の状況

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 設立年月日

(4) 事業内容

( 5 ) 財務状況

( 6 ) 当取引所との取引状況



第三号様式  
(1)

取引高報告

平成 年 月分

全外国金融先物取引所参加者合計
取引別合計

	売 買 別	委 託			自 己			合 計				
		株 数 株	代 金 円		株 数 株	代 金 円		%	株 数 株	%	代 金 円	
ユーロ円3ヵ月金利先物	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
ユーロ円 LIBOR 3ヵ月金利先物	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
米ドル・日本円通貨先物	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
5年円金利スワップ先物	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
10年円金利スワップ先物	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
ユーロ円3ヵ月金利先物 オプション	売 り											
	買 い											
	売 買 計											
合 計	売 り											
	買 い											
	売 買 計											

(記載上の注意) 1. 毎月分及び毎年分について作成する。  
2. 該当取引がない場合は記載を要しない。

## 取引高報告

(2)

全外国金融先物取引所参加者合計
取引別合計

平成 年 月分

	売 買 別	委 託		自 己		合 計			
		口 数 口	取 引 高	口 数 口	取 引 高	%	口 数 口	%	取 引 高
ユーロ円3ヵ月金利先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
ユーロ円 LIBOR 3ヵ月金利先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
米ドル・日本円通貨先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
5年円金利スワップ先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
10年円金利スワップ先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
ユーロ円3ヵ月金利先物 オ プ シ ョ ン	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
合 計	売 り								
	買 い								
	売 買 計								

(記載上の注意)

1. 毎月分及び毎年分について作成する。
2. 該当取引がない場合は記載を要しない。
3. 取引高については種類別に取引単位を記入する。

取引高報告

(3)

平成 年 月分	取引参加者名		委 託		自 己			合 計				
	取引参加者コード		株	代 金円	株	代 金円	%	株	代 金円	%	代 金円	
ユーロ円3ヵ月金利先物	売	り										
	買	い										
	売	買計										
ユーロ円LIBOR3ヵ月金利先物	売	り										
	買	い										
	売	買計										
米ドル・日本円通貨先物	売	り										
	買	い										
	売	買計										
5年円金利スワップ先物	売	り										
	買	い										
	売	買計										
10年円金利スワップ先物	売	り										
	買	い										
	売	買計										
ユーロ円3ヵ月金利先物 オプション	売	り										
	買	い										
	売	買計										
合 計	売	り										
	買	い										
	売	買計										

(記載上の注意) 1. 毎月分及び毎年分について作成する。  
2. 該当取引がない場合は記載を要しない。

取引高報告

(4)

取引参加者名
取引参加者コード

平成 年 月分

	売 買 別	委 託		自 己		合 計			
		口 数 口	取 引 高	口 数 口	取 引 高	%	口 数 口	%	取 引 高
ユーロ円3ヵ月金利先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
ユーロ円 LIBOR 3ヵ月金利先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
米ドル・日本円通貨先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
5年円金利スワップ先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
10年円金利スワップ先物	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
ユーロ円3ヵ月金利先物 オ プ シ ョ ン	売 り								
	買 い								
	売 買 計								
合 計	売 り								
	買 い								
	売 買 計								

(記載上の注意)

1. 毎月分及び毎年分について作成する。
2. 該当取引がない場合は記載を要しない。
3. 取引高については種類別に取引単位を記入する。

十五 店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令（平成四年大蔵省令第四十四号）

改正案	現行
<p>第六条の二（略）</p> <p>2 証券業協会は、電子情報処理組織に異常が発生した場合であつて、当該電子情報処理組織を使用して有価証券の売買等（法第一条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。）、相場の公表又は受渡しその他の決済を継続的に行わせることが困難となつた場合には、法百八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>3（略）</p>	<p>第六条の二（略）</p> <p>2 証券業協会は、電子情報処理組織に異常が発生した場合であつて、当該電子情報処理組織を使用して有価証券の売買等（法第二条第十二項に規定する有価証券の売買等をいう。）、相場の公表又は受渡しその他の決済を継続的に行わせることが困難となつた場合には、法百八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、要改善事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならぬ。</p> <p>3（略）</p>

十六 有価証券の空売りに関する内閣府令（平成四年大蔵省令第五十号）

改正案	現行
<p>（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第二十項に規定する有価証券先物取引（以下「有価証券先物取引」という。）</p> <p>二 十三（略）</p> <p>十四 法第二条第一項第七号に掲げる受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十五条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「投信法施行令」という。）第八条第二号イに掲げる旨を定めている証券投資信託に係るものに限る。以下「受益証券」という。）に係る次に掲げる取引</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>十五（略）</p> <p>（空売りをを行う場合の価格制限の適用除外）</p>	<p>（空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）</p> <p>第一条 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第十七項に規定する有価証券先物取引（以下「有価証券先物取引」という。）</p> <p>二 十三（略）</p> <p>十四 法第二条第七号に掲げる受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十五条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「投信法施行令」という。）第八条第二号イに掲げる旨を定めている証券投資信託に係るものに限る。以下「受益証券」という。）に係る次に掲げる取引</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>十五（略）</p> <p>（空売りをを行う場合の価格制限の適用除外）</p>

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 株券に係る法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数先物取引」という。)又は株券に係る有価証券先物取引(以下「株券先物取引」という。)に係る約定指数又は約定価額の水準と株価指数等(株価指数又は株券先物取引に係る株券の価額の合計額をいう。以下同じ。)の水準の關係を利用して行う次に掲げる取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引(法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下同じ。))を利用して行うものを含む。)

イ・ロ (略)

七 買方株価指数先物取引等の取引契約残高(これと対当する売方株価指数先物取引等の取引契約残高並びに当該買方株価指数先物取引等と同一の買方株価指数先物取引等に係る前号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該取引契約残高の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該買方株価指数先物取引等に係る株価指数等の変動に近似するように選定したものに限る。)の売付けを行う取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引に伴い行うものを含む。)

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 株券に係る法第二条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下「株価指数先物取引」という。)又は株券に係る有価証券先物取引(以下「株券先物取引」という。)に係る約定指数又は約定価額の水準と株価指数等(株価指数又は株券先物取引に係る株券の価額の合計額をいう。以下同じ。)の水準の關係を利用して行う次に掲げる取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引(法第二条第十九項に規定する有価証券オプション取引をいう。以下同じ。))を利用して行うものを含む。)

イ・ロ (略)

七 買方株価指数先物取引等の取引契約残高(これと対当する売方株価指数先物取引等の取引契約残高並びに当該買方株価指数先物取引等と同一の買方株価指数先物取引等に係る第二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該取引契約残高の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該買方株価指数先物取引等に係る株価指数等の変動に近似するように選定したものに限る。)の売付けを行う取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引に伴い行うものを含む。)

八 株券に係る有価証券オプション取引（以下「株券オプション取引」という。）に係る権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格）及び対価の額と株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、株券オプション取引を新規に行うことにより株券を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

九・十（略）

十一 受益証券の約定価額の水準と株価指数の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該受益証券に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限り。以下第十四号までにおいて同じ。）の売付けを行う取引

十二・十三（略）

十四 買方株価指数先物取引の取引契約残高（これと対当する売方株価指数先物取引の取引契約残高並びに当該買方株価指数先物取引と同一の買方株価指数先物取引に係る第六号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は銘柄の異なる複数の株券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該受益証券の売付けを行う取引

八 株券に係る有価証券オプション取引（以下「株券オプション取引」という。）に係る権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格）及び対価の額と株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、株券オプション取引を新規に行うことにより株券を買い付ける権利を取得し、かつ、売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し又は行使された場合に取得することとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

九・十（略）

十一 受益証券の約定価額の水準と株価指数の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該受益証券に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限り。以下第九号まで同じ。）の売付けを行う取引

十二・十三（略）

十四 買方株価指数先物取引の取引契約残高（これと対当する売方株価指数先物取引の取引契約残高並びに当該買方株価指数先物取引と同一の買方株価指数先物取引に係る第二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は銘柄の異なる複数の株券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該受益証券の売付けを行う取引



十五、十八（略）

十五、十八（略）

十七 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十二条第二項、第五十五条の十第二項、第七十七条第三項及び第九十条第二項において準用する同法第三十四条の二十の三第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第九条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第一による。</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十二条第二項（第七十七条第三項及び第九十条第二項において準用する場合を含む。）及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第九条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第一による。</p>

十八 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 金融先物取引法第三十四条の二十の三第二項（同法第三十四条の三十第二項、第三十四条の三十九第二項、第三十四条の四十二第二項、第三十四条の四十八第二項、第五十二条第二項、第五十五条の十第二項、第七十七条第三項、第九十条第二項及び第九十</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 金融先物取引法第五十二条第三項（同法第七十七条第三項及び第九十条第二項において準用する場合を含む。）</p>

条の十七第二項において準用する場合を含む。）

九、十四（略）

十五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百

九十八号）第三十九条第三項（同法第五十五条第二項及び第二百

十三条第六項において準用する場合を含む。）

十六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十

一年法律第七十四号）第三十六条第三項（同法第四十六条第二項

及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。）

十七、二十四（略）

2・3（略）

九、十四（略）

十五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百

九十八号）第三十九条第二項（同法第五十五条第二項及び第二百

十三条第六項において準用する場合を含む。）

十六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十

一年法律第七十四号）第三十六条第二項（同法第四十六条第二項

及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。）

十七、二十四（略）

2・3（略）

十九 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の併せ行つことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 オプション取引（当事者の一方の意思表示により当事者間において前七号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（信用協同組合等の併せ行つことができる事業）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 オプション取引（当事者の一方の意思表示により当事者間において前七号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等に該当するものを除く。）をいう。）</p> <p>7・8（略）</p>

改正案	現行
<p>（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。））、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第三項、第三条の四第五項、第三条の六第三項、第三条の八第八項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第六条の七並びに第十二条の三を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権）</p> <p>第三条 法第四条第二項（法第四条の三第八項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。））、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第三項、第三条の四第五項、第三条の六第三項、第三条の八第七項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、信用協同組合等又はその子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第四条第一項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第六条の七並びに第十二条の三を除き、以下同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（信用協同組合等の子会社の範囲等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2～5（略）</p>

6 法第四条の四第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社（法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（同項第二号の二に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）が、その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法第四条の四第一項第六号に規定する持株会社とする。

7・8 (略)

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)  
第三条の五 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第三条の八第五項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

6 法第四条の四第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社が、その総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法第四条の四第一項第六号に規定する持株会社とする。

7・8 (略)

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)  
第三条の五 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 (略)

九 第三条の八第四項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第三条の七 法第四条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社等の業務等)

第三条の八 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 第三条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

2 法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

- 一 累積投資契約(証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。)(の締結の媒介)
- 二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

第三条の七 法第四条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 当該信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより銀行、証券専門会社又は保険会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)

(証券専門会社の業務等)

第三条の八 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 第三条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、同条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

(新設)



三 前項第一号に掲げる業務

四 第三条の二第二項各号に掲げる業務。ただし、第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第四条の四第二項第六号に規定する保険子会社等を有する場合に限る。

3 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第五号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 五（略）

4 6（略）

7 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第三条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一（略）

二 法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社又は同項第二号の二に規定する証券仲介専門会社を子会社とする持株会社に

2 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第五号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 五（略）

3 5（略）

6 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第三条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合等が行う事業又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一（略）

二 法第四条の四第一項第二号に規定する証券専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務

あつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第四条の四第二項第五号八に規定する当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第三条の二第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

#### 四（略）

8 法第四条第二項の規定は、第四項及び第五項に規定する議決権について準用する。

（預金者等に対する情報の提供）

第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

#### 一～四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

及びこれに附帯する業務並びに第三条の二第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

三 法第四条の四第二項第五号八に規定する当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社の子会社のうち第三条の二第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第二十四号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

#### 四（略）

7 法第四条第二項の規定は、第三項及び第四項に規定する議決権について準用する。

（預金者等に対する情報の提供）

第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

#### 一～四（略）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

イハ (略)

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。)

六 (略)

2  
6 (略)

イハ (略)

二 証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第十八項から第二十項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。)

六 (略)

2  
6 (略)

二十一 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（その他の事項）                  第十条 法第二条第二十一項及び第二十九項の内閣府令は、別に定めるところによる。</p>	<p>（その他の事項）                  第十条 法第二条第十八項及び第二十五項の内閣府令は、別に定めるところによる。</p>

二十二 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十二 (略)</p> <p>二十三 証券取引所 法第二十一条第十六項に規定する証券取引所をい い、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。 ）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含 む。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十二 (略)</p> <p>二十三 証券取引所 法第二条第十四項に規定する証券取引所をい い、本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。 ）以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含 む。</p>

改正案	現行
<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）            第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第一百七条第八項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項及び第二百七十一条の三十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第八項、第五十八条第五項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九十四条第三項、第二百五条第三項、第二百五条の六第三項、第一百八十八条第三項及び第二百十條の七第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下次項、第一条の五から第一条の七まで、第六条、第二編第三章、第四章、第七章から第九章及び第十一章において同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）            2～4（略）</p> <p>（資産の運用方法の制限）            第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は</p>	<p>（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）            第一条の三 法第二条第十五項（法第二条の二第二項、第一百七条第八項、第二百二十七条第二項、第二百七十一条の三第二項、第二百七十一条の四第五項、第二百七十一条の五第四項及び第二百七十一条の三十二第三項並びに第四十八条の二第二項、第五十六条第七項、第五十八条第五項、第五十八条の三第三項、第八十五条第二項、第九十四条第三項、第二百五条第三項、第二百五条の六第三項、第一百八十八条第三項及び第二百十條の七第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次の株式又は持分に係る議決権（法第二条第十一項に規定する議決権をいう。以下次項、第一条の五から第一条の七まで、第六条、第二編第三章、第四章、第七章から第九章及び第十一章において同じ。）とする。</p> <p>一～四（略）            2～4（略）</p> <p>（資産の運用方法の制限）            第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は</p>

、次に掲げる方法とする。

一〇八 (略)

九 証券取引法第二条第八項第三号の二又は第二十一項から第二十三項まで(定義)に規定する有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引(同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。))を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

十 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十一項(定義)に規定する金融先物取引等  
十一〇十三 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等(以下「金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

2 (略)

、次に掲げる方法とする。

一〇八 (略)

九 証券取引法第二条第八項第三号の二又は第十八項から第二十項まで(定義)に規定する有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引(同法第二条第二十一項に規定する有価証券先渡取引をいう。))を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

十 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第九項(定義)に規定する金融先物取引等  
十一〇十三 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等(以下「金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

2 (略)

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二 (略)

2) 4 (略)

5 特定取引勘定設置会社は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二) 四 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第五十六条 法第六十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同条第三十五号に掲げる業務については、法第六十六条第二項第五号に規定する銀行子会

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二 (略)

2) 4 (略)

5 特定取引勘定設置会社は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第九項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二) 四 (略)

(証券専門会社の業務等)

第五十六条 法第六十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、第三十五号に掲げる業務については、法第六十六条第二項第五号に規定する銀行子会社等



社等を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第五号の二に規定する内閣府令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 累積投資契約（証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

二 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三 前項第一号に掲げる業務

四 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第五号に規定する銀行子会社等を有する場合に限る。

3 法第百六条第一項第十号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項（定義）に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五（略）

4～6（略）

7 法第百六条第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める

を有する場合に限る。

（新設）

2 法第百六条第一項第十号及び第七十七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十四項（定義）に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五（略）

3～5（略）

6 法第百六条第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める

基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第五号の二に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）、又は同項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二・三（略）

四 法第百六条第二項第六号八に規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）を営むもの

8 | 法第二条第十五項の規定は、第五項に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、又は同項第八号に規定する証券業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二・三（略）

四 法第百六条第二項第六号八に規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社の子会社のうち次条第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十五号を除く。）を営むもの

7 | 法第二条第十五項の規定は、第四項に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二（略）

2 } 6 (略)

7 法第百六条第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

8 (略)

第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 第五十六条第五項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十八条の四 法第百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第百六条第四項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

2 法第百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

2 } 6 (略)

7 法第百六条第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該保険会社の子会社である証券専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第十一号に規定する持株会社とする。

8 (略)

第五十八条の二 法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 (略)

九 第五十六条第四項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第五十八条の四 法第百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第百六条第四項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行又は証券専門会社を子会社とした場合とする。

2 法第百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

<p>一 (略)</p> <p>二 当該保険会社が法第四百二十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>3 法第七百七条第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 当該保険会社が法第七百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により他の保険会社の事業を承継した場合</p> <p>二 当該保険会社が法第七百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)</p> <p>第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益</p>
---

<p>一 (略)</p> <p>二 当該保険会社が法第四百二十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行又は証券専門会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>3 法第七百七条第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 当該保険会社が法第七百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により他の保険会社の事業を承継した場合</p> <p>二 当該保険会社が法第七百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行又は証券専門会社を子会社とした場合(前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)</p> <p>第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益</p>
---

）（略）

証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。）

へり（略）

2（略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常  
の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金  
融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一・二（略）

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常  
の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）  
に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

）（略）

証券取引法第二条第八項第三号の二又は同条第十八項から第二十項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引又は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（同条第二項第一号に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係るものに限る。）

へり（略）

2（略）

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常  
の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金  
融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一・二（略）

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常  
の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）  
に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イハ (略)

ニ デリバティブ取引リスク(証券取引法第二条第二十項又は第二十四項(定義)の有価証券先物取引又は有価証券先渡取引、第四十七条第九号から第十二号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。第百六十二条において同じ。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ (略)

四 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2 (略)

3 法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第三項に規定する株式会社とする。

4～7 (略)

8 法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第二百七十一条の二十一第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社(保険業を行

イハ (略)

ニ デリバティブ取引リスク(証券取引法第二条第十七項又は第二十一項(定義)の有価証券先物取引又は有価証券先渡取引、第四十七条第九号から第十二号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。第百六十二条において同じ。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ (略)

四 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十条の七 (略)

2 (略)

3 法第二百七十一条の二十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める会社は、第五十六条第二項に規定する株式会社とする。

4～7 (略)

8 法第二百七十一条の二十二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第五十六条の二第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 証券専門会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第八号に規定する証券業を営む外国の会社(保険業を行う外国の会社に該当

う外国の会社に該当するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十五号を除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。)

二・三 (略)

四 法第百六条第二項第六号八に規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十五号を除く。)に掲げる業務を営むもの

9  
(略)

するものを除く。)を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十五号を除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第百六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。)

二・三 (略)

四 法第百六条第二項第六号八に規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社の子会社のうち第五十六条の二第七項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第五十六条の二第一項各号及び第二項各号(第三十五号を除く。)に掲げる業務を営むもの

9  
(略)

改正案	現行
<p>（協会の外務員登録事務）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第六十四条の七第一項及び第二項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、証券業協会（以下「協会」という。）に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員（当該協会員を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下同じ。）とする証券仲介業者を含む。以下同じ。）に係るものを行わせるものとする。</p> <p>一 法第六十四条第三項（法第六十五条の二第五項、第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書の受理</p> <p>二 法第六十四条第五項（法第六十五条の二第五項、第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による登録</p> <p>三 法第六十四条第六項並びに法第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項（これらの規定を法第六十五条の二第五項、第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において</p>	<p>（協会の外務員登録事務）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第六十四条の七第一項の規定に基づき、証券業協会（以下「協会」という。）に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該協会に所属する協会員に係るものを行わせるものとする。</p> <p>一 法第六十四条第三項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書の受理</p> <p>二 法第六十四条第五項（法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による登録</p> <p>三 法第六十四条第六項並びに法第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項（これらの規定を法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第三項</p>



て準用する場合を含む。)において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四 法第六十四条の二第一項(法第六十五条の二第五項、第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否

五 法第六十四条の二第二項(法第六十五条の二第五項、第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六 法第六十四条の四(法第六十五条の二第五項、第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

七 法第六十四条の五第一項(法第六十五条の二第五項、第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十四条の五第二項(法第六十五条の二第五項、第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九 法第六十四条の六(法第六十五条の二第五項、第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による登録の抹消

の規定による通知

四 法第六十四条の二第一項(法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否

五 法第六十四条の二第二項(法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六 法第六十四条の四(法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

七 法第六十四条の五第一項(法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十四条の五第二項(法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。)において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九 法第六十四条の六(法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による登録の抹消

(財務局長等への届出)

第二条 協会は、法第六十四条の七第五項(法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を、当該外務員の所属する協会の本店(協会員が外国証券会社である場合にあつては、外国証券業者に關する法律第三条第一項に規定する主たる支店)又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 当該外務員が証券仲介業者に所属する場合には、当該証券仲介業者の所属証券会社等の商号又は名称

(協会設立の認可申請書の添付書類)

第三条 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書類及びその者が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでの規定に該当しないことを誓約する書類とする。

(財務局長等への届出)

第二条 協会は、法第六十四条の七第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を、当該外務員の所属する協会の本店(協会員が外国証券会社である場合にあつては、外国証券業者に關する法律(昭和四十六年法律第五号)第三条第一項に規定する主たる支店)又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

一〜四 (略)

(新設)

(協会設立の認可申請書の添付書類)

第三条 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書類及びその者が法第二十八条の四第九号イからニまでの規定に該当しないことを誓約する書類とする。

改正案	現行
<p>第四条 法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第三十二条第五項に規定する親法人等（以下「親法人等」という。）、同条第六項に規定する子法人等（以下「子法人等」という。）、法第五十九条に規定する持株会社（以下「持株会社」という。）、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第二項に規定する関係会社その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社（以下「関係会社」という。）の状況として、次に掲げるもの（持株会社の状況にあつては、第一号に掲げるもの）とする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>第五条 法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第二十八条の四第三号に規定する純財産額（以下「純財産額」という。）を算出した書面</p> <p>二 法第二十八条の四第一項第四号に規定する比率を算出した書面</p> <p>三 主要株主（総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第十六条第一項各号列記以外の部分、第十九条第一項第二号及び第二十号において同じ。）の百分の十</p>	<p>第四条 法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第三十二条第五項に規定する親法人等（以下「親法人等」という。）、同条第六項に規定する子法人等（以下「子法人等」という。）、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第一条第二項に規定する関係会社その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社（以下「関係会社」という。）の状況として、次に掲げるものとする。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>第五条 法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第二十八条の四第三号に規定する純財産額（以下「純財産額」という。）を算出した書面</p> <p>二 法第二十八条の四第四号に規定する比率を算出した書面</p> <p>三 主要株主（総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第十六条第一項各号列記以外の部分、第十九条第一項第二号及び第二十号において同じ。）の百分の十</p>

以上の議決権を保有している株主をいう。第四十六条第一項第七号及び別表第五において同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

四 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十六条第一項第二号において同じ。）及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十六条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役、執行役又は監査役が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役、執行役又は監査役が誓約する書面

五 主要株主（法第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。次号、第二十条の二及び第四十六条第一項第三号の二において同じ。）の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面

六 主要株主が法第二十八条の四第一項第十号イ若しくはロ又は第

以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

四 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十六条第一項第二号において同じ。）及び監査役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十六条第一項第二号において同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役、執行役又は監査役が法第二十八条の四第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役、執行役又は監査役が誓約する書面

（新設）

（新設）

十一号イから八までのいずれにも該当しない者であることを登録申請者が誓約する書面

第七条の二 法第二十八条の四第二項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該会社の取締役、執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
- 二 会社に対して重要な融資を行っていること。
- 三 会社に対して重要な技術を提供していること。
- 四 会社との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。
- 五 その他会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第七条の三 法第二十八条の四第二項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

- 一 信託業を営む者が信託財産として保有する議決権(法第二十八条の四第四項第一号の規定により当該信託業を営む者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。)

(新設)

(新設)

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する当該法人の所有する株式又は持分に係る議決権

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法第二百十條第一項の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（法第二十八條の第四項第一号の規定により当該信託された者が自ら保有する議決権とみなされるものを除く。）

四 相続人が相続財産として所有する会社の株式又は持分（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）又は限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る議決権

(幹事会社)

第九条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)(第十五条の三第二号イ)に規定する内閣府令で定める株式会社は、元引受契約(法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下この条において同じ。)(の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券(法第二条第一項第七号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券の発行価額又は売価額の総額のうち証券会社(外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)(を含む。)(の引受けに係る部分の金額(以下この条において「引受総額」という。)(が五億円を超える場合における当該有価証券に限る。)(の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行うことのある会社とする。ただし、資本金三十億円未満の会社で次に掲げるものは、この限りでない。

一・二 (略)

(親法人等から除く者)

第十五条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者から除かれる内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一・三 (略)

(幹事会社)

第九条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)(第十五条の二第二号イ)に規定する内閣府令で定める株式会社は、元引受契約(法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下この条において同じ。)(の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券(法第二条第一項第七号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券の発行価額又は売価額の総額のうち証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。)(の引受けに係る部分の金額(以下この条において「引受総額」という。)(が五億円を超える場合における当該有価証券に限る。)(の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行うことのある会社とする。ただし、資本金三十億円未満の会社で次に掲げるものは、この限りでない。

一・二 (略)

(親法人等から除く者)

第十五条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者から除かれる内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一・三 (略)

(親法人等となる者)

第十六条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体(以下この条及び第十九条において「法人等」という。)であつて、当該法人等及び次の各号に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一～三 (略)

2・3 (略)

(令第十五条の四に規定する議決権の保有の判定)

第十七条 令第十五条の四第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する株主(法人その他の団体であるものに限る。)、同号ニに規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号ニに規定する法人等の株式に係る議決権の保有の判定に当たつて、その保有する議決権(他人(仮設人を含む。以下この条、第二十条第一項及び第四十七条において同じ。))の名義によつて所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)(には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

2 令第十五条の四第一項第一号ロに規定する役員及び株主(法人そ

(親法人等となる者)

第十六条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体(以下この条及び第十九条において「法人等」という。)であつて、当該法人等及び次の各号に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一～三 (略)

2・3 (略)

(令第十五条の三に規定する議決権の保有の判定)

第十七条 令第十五条の三第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する株主(法人その他の団体であるものに限る。)、同号ニに規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号ニに規定する法人等の株式に係る議決権の保有の判定に当たつて、その保有する議決権(他人(仮設人を含む。以下この条、第二十条第一項及び第四十七条において同じ。))の名義によつて所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)(には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

2 令第十五条の三第一項第一号ロに規定する役員及び株主(法人そ



他の団体でないものに限る。）、同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げる者並びに同号二に規定する役員の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権（他人の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。）には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

一～三（略）

3 令第十五条の四第一項第一号イに掲げる者、同号口に規定する出資者（法人その他の団体であるものに限る。）、同号二に規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号二に規定する法人等の出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人の名義によって所有する出資及び次に掲げる場合における出資に係る議決権を含むものとする。

一・二（略）

4 令第十五条の四第一項第一号口に規定する役員及び出資者（法人その他の団体でないものに限る。）、同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げる者並びに同号二に規定する役員の出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権（他人の名義によって所有する出資及び前項各号に掲げる場合における出資に係る議決権を含む。）には、次に掲げる出資に係る議決権を含まないものとする。

一・二（略）

他の団体でないものに限る。）、同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げる者並びに同号二に規定する役員の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権（他人の名義によって所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。）には、第二十条第二項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

一～三（略）

3 令第十五条の三第一項第一号イに掲げる者、同号口に規定する出資者（法人その他の団体であるものに限る。）、同号二に規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号二に規定する法人等の出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人の名義によって所有する出資及び次に掲げる場合における出資に係る議決権を含むものとする。

一・二（略）

4 令第十五条の三第一項第一号口に規定する役員及び出資者（法人その他の団体でないものに限る。）、同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号口に規定する役員、同号八に掲げる者並びに同号二に規定する役員の出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権（他人の名義によって所有する出資及び前項各号に掲げる場合における出資に係る議決権を含む。）には、次に掲げる出資に係る議決権を含まないものとする。

一・二（略）

(子法人等から除く者)

第十八条 証券会社によってその経営が支配されているものとして令第十五条の四第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する法人等から除かれる内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一～三 (略)

(子法人等となる者)

第十九条 証券会社によって経営が支配されているものとして令第十五条の四第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人等であつて、当該証券会社及び次の各号に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一～三 (略)

2・3 (略)

(主要株主の届出の手續等)

第二十條の二 法第三十三條の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地、

(子法人等から除く者)

第十八条 証券会社によってその経営が支配されているものとして令第十五条の三第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する法人等から除かれる内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一～三 (略)

(子法人等となる者)

第十九条 証券会社によって経営が支配されているものとして令第十五条の三第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者は、法人等であつて、当該証券会社及び次の各号に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者とする。

一～三 (略)

2・3 (略)

(新設)

住所又は居所

- 二 法人である場合は、代表者の氏名
- 三 保有する議決権の数

2 法第三十三条の二第一項に掲げる総株主の議決権の数は、対象議決権（第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には、直前期の有価証券報告書若しくは半期報告書又は直近の商業登記簿等に記載された発行済株式総数とすることができる。

3 法第三十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 二 法人である場合は、会社登記簿抄本又はこれに代わる書面

4 証券会社の主要株主となった者は、別紙様式第一号の二により作成した法第三十三条の二第一項の対象議決権保有届出書に、当該届出書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、居住者である場合はその本店又は主たる事務所の所在地（個人である場合は、その住所又は居所。）を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に、非居住者である場合は関東財務局長に提出しなければならない。

5 前四項の規定は、法第三十三条の五において法第三十三条の二の規定を準用する場合について準用する。

(有価証券関連以外のデリバティブ取引)

第二十四条 法第三十四条第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等(以下「金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十九条の二 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものではない。

一～三 (略)

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面

(有価証券関連以外のデリバティブ取引)

第二十四条 法第三十四条第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等(以下「金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十九条の二 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものではない。

一～三 (略)

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面

により交付する場合、顧客の承諾（令第十五条の五に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

五（略）

3（略）

第二十九条の四 令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

第三十条の三 令第十五条の六において準用する令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第二十九条の四に規定する事項とする。

第三十一条の三 令第十六条の二の二において準用する令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第二十九条の四に規定する事項とする。

（届出事項）

第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める

により交付する場合、顧客の承諾（令第十五条の四に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

五（略）

3（略）

第二十九条の四 令第十五条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

第三十条の三 令第十五条の五において準用する令第十五条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第二十九条の四に規定する事項とする。

第三十一条の三 令第十六条の二の二において準用する令第十五条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第二十九条の四に規定する事項とする。

（届出事項）

第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十八条の四第一項第一号から第三号まで、第六号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号の規定に該当することとなった場合

二 取締役、執行役又は監査役が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三（略）

三の二 主要株主が法第二十八条の四第一項第十号イ若しくはロ又は第十一号イから八までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

四（略）

四の二 他の法人その他の団体が、持株会社に該当し、又は該当しないこととなった場合

五〇七（略）

八 役員又は自己を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。）とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為（以下「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条第二号から第五号までに規定する行為で過失による場合は除く。次号において同じ。）

九〇十三（略）

十四 証券仲介業者に法第二十一条各号に掲げる行為に係る業務の委託を行った場合

場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十八条の四第一号から第三号まで、第六号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号の規定に該当することとなった場合

二 取締役、執行役又は監査役が法第二十八条の四第九号イからハまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三（略）

（新設）

四（略）

（新設）

五〇七（略）

八 役員に法令又は諸規則に反する行為（以下「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条第二号から第五号までに規定する行為で過失による場合は除く。次号において同じ。）

九〇十三（略）

（新設）

十五 証券仲介業者に前号の委託を行わなくなった場合

十六 委託を行う証券仲介業者が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知つた場合（証券仲介業に係るものに限る。）

2 (略)

(外務員登録原簿を備える場所)

第五十四条 法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、財務局又は福岡財務支局（法第六十四条の七第一項又は第二項の規定により、当該登録事務を証券業協会に行わせることとする証券会社の外務員に係る登録原簿については、当該証券業協会）とする。

(申請書等の提出先等)

第六十二条 (略)

2 法第六十四条第三項の登録申請書並びに第五十七条及び第五十八条の規定による届出書の提出先は、登録を受けようとする者又は現に登録を受けている外務員の所属する証券会社の営業所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（法第六十四条の七第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合の提出先は、当該証券業協会）とする。

3・4 (略)

(新設)

(新設)

2 (略)

(外務員登録原簿を備える場所)

第五十四条 法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、財務局又は福岡財務支局（法第六十四条の七第一項の規定により、当該登録事務を証券業協会に行わせることとする証券会社の外務員に係る登録原簿については、当該証券業協会）とする。

(申請書等の提出先等)

第六十二条 (略)

2 法第六十四条第三項の登録申請書並びに第五十七条及び第五十八条の規定による届出書の提出先は、登録を受けようとする者又は現に登録を受けている外務員の所属する証券会社の営業所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（法第六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合の提出先は、当該証券業協会）とする。

3・4 (略)

別表第一（第十一条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
取締役又は監査役の変更	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 会社登記簿抄本</li> <li>二 履歴書（以下新任の場合のみ。）</li> <li>三 住民票の抄本又はこれに代わる書面</li> <li>四 法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</li> </ul>

別表第五（第四十六条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
取締役又は監査役の変更	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 会社登記簿抄本</li> <li>二 履歴書（以下新任の場合のみ。）</li> <li>三 住民票の抄本又はこれに代わる書面</li> <li>四 法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</li> </ul>

別表第五（第四十六条第二項関係）

別表第一（第十一条関係）



法第二十八条の 四第一項第六号 の場合	法第二十八条の 四第一項第三号 の規定に該当す ることとなった 場合	法第二十八条の 四第一項第二号 の規定に該当す ることとなった 場合	法第二十八条の 四第一項第一号 の規定に該当す ることとなった 場合	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

法第二十八条の 四第六号の規定 の場合	法第二十八条の 四第三号の規定 に該当すること となった場合	法第二十八条の 四第二号の規定 に該当すること となった場合	法第二十八条の 四第一号の規定 に該当すること となった場合	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第二十八条の四第一項第七号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人の法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八条の四第一項第九号イの規定に該当することとなった場合</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>に該当することとなった場合</p>	<p>法第二十八条の四第七号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第二十八条の四第九号イの規定に該当することとなった場合</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八条の四第</p>	<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八条の四第一項第九号口の規定に該当することとなった場合</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
<p>法第二十八条の四第九号八の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第二十八条の四第九号口の規定に該当することとなった場合</p>
(略)	(略)
(略)	(略)

<p>一 項第九号八の 規定に該当する こととなった場 合</p>	<p>取締役、執行役 若しくは監査役 、主要株主であ る個人若しくは その法定代理人 又は主要株主で ある法人を代表 する役員が法第 二十八条の四第 一項第九号二の 規定に該当する こととなった場 合</p>	<p>取締役、執行役 若しくは監査役 、主要株主であ る個人若しくは</p>
	<p>(略)</p>	<p>一 該当者氏名 二 取消命令を 受けた年月日 三 取り消し命</p>
	<p>(略)</p>	<p>外国において登録等を取り 消された場合は当該外国の 法令とその訳文</p>
	<p>法第二十八条の 四第九号二の規 定に該当するこ ととなった場合</p>	<p>(新設)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>

<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八条の四第一項第九号への規定に該当することとなった場合</p>	<p>その法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八条の四第一項第九号の規定に該当することとなった場合</p>
<p>(略)</p>	<p>由 令を受けた理</p>
<p>(略)</p>	
<p>法第二十八条の四第九号ホの規定に該当することとなった場合</p>	
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	

<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が法第二十八条の四第一項第九号トの規定に該当することとなった場合</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第二十八条の四第一項第十一号イに該当することとなった場合</p>	<p>一 登録等の内容 二 当該登録等の年月日 三 登録等の取消しをされた年月日 四 取消しをされた年月日</p>	<p>一 取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面 二 外国において登録等を取り消された場合は当該外国の法令とその訳文</p>
<p>(新設)</p>	<p>法第二十八条の四第九号への規定に該当することとなった場合</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	<p>法第二十八条の 四第一項第十一 号ロに該当する こととなった場 合</p>	(略)	(略)	<p>持株会社に該当 し、又は該当し ないこととなっ た場合</p>
<p>内容 れた業務の内</p>	<p>一 違反した法 令の規定 二 刑の確定し た年月日及び 罰金の額</p>	(略)	(略)	<p>一 該当するこ ととなった又 は該当しなく なった持株会 社の商号又は 名称 二 持株会社に 該当し、又は 該当しなくな った年月日</p>
	<p>一 確定判決書の写し 二 事件の概要を記載した 書面</p>	(略)	(略)	
	(新設)	(略)	(略)	(新設)
	(新設)	(略)	(略)	(新設)
	(新設)	(略)	(略)	(新設)

			(略)
<p>名</p>	<p>一 事故等が発 生した営業所 の名称(証券 仲介業者に事 故等があつた 場合には当該 証券仲介業者 の商号、名称 又は氏名及び 当該事故等が 発生した営業 所又は事務所 の名称)</p>	<p>二 事故等を惹 起した役員 又は証券仲介 業者若しくは その役職員の 氏名及び役職 名</p>	(略)
			(略)
			(略)
			(略)
		<p>三 事故等の概 要</p>	(略)
			(略)



	<p>役員又は証券          仲介業者の事故          等の詳細が判明          した場合</p>
<p>三 事故等の概          要</p>	<p>一 事故等が発          生した営業所          の名称（証券          仲介業者に事          故等があつた          場合には当該          証券仲介業者          の商号、名称          又は氏名及び          当該事故等が          発生した営業          所又は事務所          の名称）</p> <p>二 事故等を惹          起した役員          又は証券仲介          業者若しくは          その役職員の          氏名及び役職          名</p>
<p>役員等の事故等          の詳細が判明し          た場合</p>	
	<p>一 事故等が発          生した営業所          の名称</p> <p>二 事故等を惹          起した役員          の氏名及び役          職名</p> <p>三 事故等の詳          細</p> <p>四 社内処分を          行った場合は          その内容</p>

	証券仲介業者に業務の委託を行わなくなった場合	証券仲介業者に業務の委託を行った場合	(略)	
	一 証券仲介業者の称号又は名称 二 業務を行わなくなった理由	一 証券仲介業者の称号又は名称 二 証券仲介業者の主たる営業所又は事務所所在地	(略)	三 事故等の詳細 四 社内処分を行った場合はその内容
		業務委託に係る契約書の写し	(略)	

	(新設)	(新設)	(略)	
	(新設)	(新設)	(略)	
	(新設)	(新設)	(略)	

訴訟又は調停が	証券仲介業者が 訴訟又は調停の 当事者となつた ことを知つた場 合
一 訴訟当事者	一 訴訟当事者 (原告及び被 告)又は調停 当事者の所屬 する証券仲介 業者の商号、 名称又は氏名 二 訴訟当事者 (原告及び被 告)又は調停 当事者の住所 及び氏名又は 名称 三 訴訟提起) 被提起)年月 日又は調停申 立(被申立) 年月日 四 管轄裁判所 名 五 事件の内容
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

法第二十八条の 四第一項第九号	届出事項	(原告及び被 告)又は調停 当事者の所屬 する証券仲介 業者の商号、 名称又は氏名 二 訴訟当事者 (原告及び被 告)又は調停 当事者の住所 及び氏名又は 名称 三 終結の日 四 判決又は和 解の内容	終結したことを 知った場合
	記載事項		(略)
	添付書類		(略)

別表第七(第五十七条第二項関係)

法第二十八条の 四第九号イの規	届出事項	(略)	
	記載事項		(略)
	添付書類		(略)

別表第七(第五十七条第二項関係)

別表第八（第六十条第二項関係）		
法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
(略)	(略)	(略)
イの規定に該当することとなつたとき	(略)	(略)
法第二十八条の四第一項第九号の規定に該当することとなつたとき	(略)	(略)

別表第八（第六十条第二項関係）		
法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等
(略)	(略)	(略)
定に該当することとなつたとき	(略)	(略)
法第二十八条の四第九号の規定に該当することとなつたとき	(略)	(略)

十四 有価証券 等清算取次ぎに	(略)	二 取引日記帳	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第二条第二十九項第二号 に規定する有価証券等清算	(略)	<p>一七 (略)</p> <p>八 有価証券等清算取次ぎ については、証券取引清 算機関又は委託者から送 付される伝票又はデータ (委託者の氏名又は名称 、銘柄、数量、金額、約 定期日が含まれているも のに限る。)を保存する ことをもって代えること ができる。ただし、法第 二条第二十九項第二号に 規定する有価証券等清算 取次ぎについては、作成 することを要しない。</p> <p>九 (略)</p>	(略)	(略)

十四 有価証券 等清算取次ぎに	(略)	二 取引日記帳	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第二条第二十五項第二号 に規定する有価証券等清算	(略)	<p>一七 (略)</p> <p>八 有価証券等清算取次ぎ については、証券取引清 算機関又は委託者から送 付される伝票又はデータ (委託者の氏名又は名称 、銘柄、数量、金額、約 定期日が含まれているも のに限る。)を保存する ことをもって代えること ができる。ただし、法第 二条第二十五項第二号に 規定する有価証券等清算 取次ぎについては、作成 することを要しない。</p> <p>九 (略)</p>	(略)	(略)

係る取引記録

取次ぎについては、作成すること  
を要しない。

係る取引記録

取次ぎについては、作成すること  
を要しない。

## 対象議決権保有届出書

年 月 日

財 務（支）局 長 殿

商号、名称又は氏名 印

所在地、住所又は居所

届出又は報告義務発生日 年 月 日

## 1 提出者が対象議決権を保有する証券会社又は証券持株会社に関する事項

証券会社又は証券持株会社の商号	
本店の所在地	

## 2 提出者に関する事項

1 個人	2 法人
(ふりがな) 商号、名称又は氏名	
(ふりがな) 所在地、住所又は居所 電話番号	
(ふりがな) 代表者の氏名	
保有の目的	
提出者又は特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
特別の関係にある者が保有する議決権の数	
証券会社又は証券持株会社の総株主の議決権数	(B)
議決権保有割合	(A/B × 100)



(記載上の注意)

1 一般的事項

この様式において「議決権」とは、証券取引法第 28 条の 4 第 2 項に規定する議決権をいう。

この様式において「特別の関係にある者」とは、証券取引法施行令第 15 条の 2 に規定する特別の関係にある者をいう。

2 個別事項

商号、名称又は氏名及び所在地、住所又は居所

イ 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

ロ 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

届出又は報告義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 20 以上の議決権の保有者(証券取引法第 28 条の 4 第 4 項の規定により、当該各号に定める数の議決権を保有しているものとみなされる場合を含む。)となった日を記載すること。

提出者が対象議決権を保有する証券会社又は証券持株会社に関する事項

「本店の所在地」欄には当該証券会社又は証券持株会社の本店の所在する都道府県名を記載すること。

提出者に関する事項

イ 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

ロ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

ハ 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者又は特別の関係にある者が現に保有する証券会社若しくは証券持株会社の議決権の数により記載すること。

改正案	現行
<p>(情報通信の技術を利用する方法)            第十六条の二 (略)</p> <p>2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十七条の五において準用する令第十五条の五に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(情報通信の技術を利用する方法)            第十六条の二 (略)</p> <p>2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十七条の五において準用する令第十五条の四に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>

第十六条の三 令第十七条の五において準用する令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

第十七条の三 令第十七条の六において準用する令第十五条の六において準用する令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第十六条の三に規定する事項とする。

(取引一任勘定取引に係る売買の別)

第十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るもの 現実指数又は現実数値(それぞれ法第二十一条第二項に規定する現実指数又は現実数値をいう。以下同じ。)が約定指数又は約定数値(それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。以下同じ。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別
- 二 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指

第十六条の三 令第十七条の五において準用する令第十五条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

第十七条の三 令第十七条の六において準用する令第十五条の五において準用する令第十五条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、第十六条の三に規定する事項とする。

(取引一任勘定取引に係る売買の別)

第十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有価証券指数等先物取引に係るもの 現実指数又は現実数値(それぞれ法第二十一条第二項に規定する現実指数又は現実数値をいう。以下同じ。)が約定指数又は約定数値(それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。以下同じ。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別
- 二 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指

数等先渡取引に係るもの 店頭現実指数又は店頭現実数値（それぞれ法第二条第二十五項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。以下同じ。）が店頭約定指数又は店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。以下同じ。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

三（略）

四 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）の数値又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別（当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。）

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

数等先渡取引に係るもの 店頭現実指数又は店頭現実数値（それぞれ法第二条第二十二項に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。以下同じ。）が店頭約定指数又は店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。以下同じ。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

三（略）

四 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数（法第二条第二十二項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。）の数値又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別（当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。）

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 登録金融機関業務に係る電子情報処理組織の管理が十分でない  
と認められる状況

七 委託を行った証券仲介業者の証券仲介業に係る法令に違反する  
行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況

八 委託を行った証券仲介業者の事故(証券仲介業者に関する内閣  
府令(平成十五年内閣府令第 号)第十四条第一項において準  
用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵  
省令第六十号)第五条に規定する事故をいう。)につき損失の補  
てんを行うための適切な措置を講じていないと認められる状況

九 委託を行った証券仲介業者に顧客に対する金銭又は有価証券の  
受渡しを行わせている状況

十 登録金融機関が取得した顧客の特別な情報(当該登録金融機関  
が委託を行った証券仲介業者の証券仲介行為に係る顧客の情報を  
除く。)を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該  
登録金融機関が委託を行う証券仲介業者に提供している状況

第二十九条の三 令第十七条の七において準用する令第十六条の二の  
二において準用する令第十五条の五第一項の規定により示すべき方  
法の種類及び内容は、第十六条の三に規定する事項とする。

(届出事項)

第三十四条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二十九条の三 令第十七条の七において準用する令第十六条の二の  
二において準用する令第十五条の四第一項の規定により示すべき方  
法の種類及び内容は、第十六条の三に規定する事項とする。

(届出事項)

第三十四条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条

第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第一項第六号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号の規定に該当することとなつた場合

二・三 （略）

四 当該登録金融機関を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。）とする持株会社の異動があつた場合

五 役員又は自己を所属証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。）とする証券仲介業者若しくはその役員に証券業務に関する法令又は諸規則に反する行為（以下「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第二十二条第二号から第五号までに規定する行為であつて過失による場合は除く。次号において同じ。）

六・七 （略）

八 証券仲介業者に法第二条第十一項各号に掲げる行為に係る業務の委託を行つた場合

九 証券仲介業者に前号の委託を行わなくなつた場合

十 委託を行う証券仲介業者が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つた場合又は当該訴訟若しくは調停が終了したことを知つた場合（証券仲介業に係るものに限る。）

2  
（略）

第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第六号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号の規定に該当することとなつた場合

二・三 （略）

四 当該登録金融機関を子会社（法第五十九条第一項に規定する子会社をいう。）とする持株会社の異動があつた場合

五 役員に証券業務に関する法令又は諸規則に反する行為（以下「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第二十二条第二号から第五号までに規定する行為であつて過失による場合は除く。次号において同じ。）

六・七 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

2  
（略）

(外務員登録原簿を備える場所)

第三十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、財務局又は福岡財務支局(法第六十四条の七第一項又は第二項の規定により、当該登録事務を証券業協会に行わせることとする登録金融機関の外務員に係る登録原簿については、当該証券業協会)とする。

(申請書等の提出先等)

第四十八条 (略)

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第三項の登録申請書並びに第四十二条及び第四十三条の規定による届出書の提出先は、登録を受けようとする者又は現に登録を受けている外務員の所属する登録金融機関の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(法第六十四条の七第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合の提出先は、当該証券業協会)とする。

3・4 (略)

別表第六(第三十四条第二項関係)

(略)	(略)	(略)
届出事項	記載事項	添付書類

(外務員登録原簿を備える場所)

第三十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、財務局又は福岡財務支局(法第六十四条の七第一項の規定により、当該登録事務を証券業協会に行わせることとする登録金融機関の外務員に係る登録原簿については、当該証券業協会)とする。

(申請書等の提出先等)

第四十八条 (略)

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第三項の登録申請書並びに第四十二条及び第四十三条の規定による届出書の提出先は、登録を受けようとする者又は現に登録を受けている外務員の所属する登録金融機関の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(法第六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合の提出先は、当該証券業協会)とする。

3・4 (略)

別表第六(第三十四条第二項関係)

(略)	(略)	(略)
届出事項	記載事項	添付書類

(略)	<p>法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第一項第七号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第一項第六号の規定（証券取引法に該当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合</p>
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	<p>法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第一項第七号の規定に該当することとなった場合</p>	<p>法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第一項第六号の規定（証券取引法に該当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合</p>
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)



<p>役員又は証券 仲介者に法令 又は諸規則に反 する行為があつ たことを知った 場合</p>	<p>(略)</p>	<p>当該登録金融機 関を子会社(法 第二十八条の四 第三項に規定す る子会社をいう 。)とする持株 会社の異動があ つた場合</p>
<p>一 事故等が発 生した営業所 の名称(証券 仲介者に事 故等があつた 場合には当該 証券仲介業者 の商号、名称 又は氏名及び 当該事故等が 発生した営業</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>役員に法令又 は諸規則に反す る行為があつた ことを知った場 合</p>	<p>(略)</p>	<p>当該登録金融機 関を子会社(法 第五十九条第一 項に規定する子 会社をいう。)と する持株会社 の異動があつた 場合</p>
<p>一 事故等が発 生した営業所 の名称 二 事故等を惹 起した役員 の氏名及び役 職名 三 事故等の概 要</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>役員又は証券 仲業者の事故 等の詳細が判明 した場合</p>	
<p>一 事故等が発 生した営業所 の名称（証券 仲業者に事 故等があつた 場合には当該 証券仲業者 の商号、名称 又は氏名及び 当該事故等が 発生した営業</p>	<p>所又は事務所 の名称） 二 事故等を惹 起した役員 又は証券仲介 業者若しくは その役員 の氏名及び役職 名 三 事故等の概 要</p>
<p>役員等の事故等 の詳細が判明し た場合</p>	
<p>一 事故等が発 生した営業所 の名称 二 事故等を惹 起した役員 の氏名及び役 職名 三 事故等の詳 細 四 社内処分を 行った場合は</p>	

<p>証券仲介業者に業務の委託を行ったとき</p>	<p>(略)</p>	
<p>一 証券仲介業者の称号又は名称 二 証券仲介業者の主たる営業所又は事務</p>	<p>(略)</p>	<p>所又は事務所の名称) 二 事故等を惹起した役員又は証券仲介業者若しくはその役職員の氏名及び役職名 三 事故等の詳細 四 社内処分を行った場合はその内容</p>
<p>し 業務委託に係る契約書の写</p>	<p>(略)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>その内容</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	

<p>証券仲介業者が 訴訟又は調停の 当事者となつた ことを知つた場 合</p>	<p>証券仲介業者に 業務の委託を行 わなくなつたと き</p>	<p>所の所在地</p>
<p>一 訴訟当事者 （原告及び被 告）又は調停 当事者の所属 する証券仲介 業者の商号、 名称又は氏名</p> <p>二 訴訟当事者 （原告及び被 告）又は調停 当事者の住所 及び氏名又は 名称</p> <p>三 訴訟提起）</p>	<p>一 証券仲介業 者の称号又は 名称</p> <p>二 業務を行わ なくなつた理 由</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	

	<p>訴訟又は調停が          終結したことを          知った場合</p>
<p>被提起)年月          日又は調停申          立(被申立)          年月日</p> <p>四 管轄裁判所          名</p> <p>五 事件の内容</p>	<p>一 訴訟当事者          (原告及び被          告)又は調停          当事者の所属          する証券仲介          業者の商号、          名称又は氏名</p> <p>二 訴訟当事者          (原告及び被          告)又は調停          当事者の住所          及び氏名又は          名称</p> <p>三 終結の日</p> <p>四 判決又は和</p>
	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>
	<p>(新設)</p>

解の内容

別表第八（第四十二条第二項関係）

届出事項	法第二十八条の四第一項第九号イの規定に該当することとなつたとき	記載事項	（略）	添付書類	（略）
届出事項	法第二十八条の四第一項第九号ロの規定に該当することとなつたとき	記載事項	（略）	添付書類	（略）

別表第八（第四十二条第二項関係）

届出事項	法第二十八条の四第九号イの規定に該当することとなつたとき	記載事項	（略）	添付書類	（略）
届出事項	法第二十八条の四第九号ロの規定に該当することとなつたとき	記載事項	（略）	添付書類	（略）

たとき	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第十七（第四十六条第一項第六号関係）

法定帳簿の種類	一 取引日記帳
記載事項	(略)
記載要領等	有価証券等清算取次ぎについては、証券取引清算機関又は委託者から送付される伝票又はデータ（委託者の氏名又は名称、銘柄、数量、金額、約定月日が含まれているものに限る。）を保存することをもって代えることができる。ただし、 <u>法第二条第二十九項第二号に規定する有価証券等清算取次ぎについては、作成することを要しない。</u>

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第十七（第四十六条第一項第六号関係）

法定帳簿の種類	一 取引日記帳
記載事項	(略)
記載要領等	有価証券等清算取次ぎについては、証券取引清算機関又は委託者から送付される伝票又はデータ（委託者の氏名又は名称、銘柄、数量、金額、約定月日が含まれているものに限る。）を保存することをもって代えることができる。ただし、 <u>法第二条第二十五項第二号に規定する有価証券等清算取次ぎについては、作成することを要しない。</u>

二 有価証券等  
清算取次ぎに係  
る取引記録

(略)

法第二条第二十九項第二号  
に規定する有価証券等清算  
取次ぎについては、作成す  
ることを要しない。

二 有価証券等  
清算取次ぎに係  
る取引記録

(略)

法第一条第二十五項第二号  
に規定する有価証券等清算  
取次ぎについては、作成す  
ることを要しない。



改正案	現行
<p>（顧客分別金の額の算定）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 証券会社が、信用取引につき顧客に貸し付ける金銭又は有価証券（以下「特定金銭等」という。）を調達するため、当該顧客から預託を受けた法第六十一条の第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（以下「信用取引保証金代用有価証券」という。）を、証券金融会社又は当該証券会社と取引（法第二十九条に規定する有価証券等清算取次ぎ（同項第一号に係るものに限る。以下単に「有価証券等清算取次ぎ」という。）の委託者として当該有価証券等清算取次ぎを行うものを代理して取引を成立させる行為を含む。以下同じ。）を行うその他証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下「母店証券会社」という。）若しくは当該証券会社から有価証券等清算取次ぎを受託した者（以下「母店証券会社等」という。）に担保として提供する場合において、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該信用取引保証金代用有価証券の時価は、第一項に規定する有価証券の時価の算出に当たっては、当該有価証券の時価に算入しないものとする。</p>	<p>（顧客分別金の額の算定）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 証券会社が、信用取引につき顧客に貸し付ける金銭又は有価証券（以下「特定金銭等」という。）を調達するため、当該顧客から預託を受けた法第六十一条の第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（以下「信用取引保証金代用有価証券」という。）を、証券金融会社又は当該証券会社と取引（法第二十五条に規定する有価証券等清算取次ぎ（同項第一号に係るものに限る。以下単に「有価証券等清算取次ぎ」という。）の委託者として当該有価証券等清算取次ぎを行うものを代理して取引を成立させる行為を含む。以下同じ。）を行うその他証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下「母店証券会社」という。）若しくは当該証券会社から有価証券等清算取次ぎを受託した者（以下「母店証券会社等」という。）に担保として提供する場合において、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該信用取引保証金代用有価証券の時価は、第一項に規定する有価証券の時価の算出に当たっては、当該有価証券の時価に算入しないものとする。</p>

7·8  
(略) (略)

7·8  
(略) (略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、「外国証券業者」、「外国証券会社」、「許可外国証券業者」、「有価証券」、「証券会社」、「証券取引所」、「取引参加者」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「証券取引行為」、「証券業」、「国内」、「支店」又は「国内における代表者」とは、それぞれ外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「法」という。）第一条に規定する外国証券業者、外国証券会社、許可外国証券業者、有価証券、証券会社、証券取引所、取引参加者、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、証券取引行為、証券業、国内、支店又は国内における代表者をいう。</p> <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十一条 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 加入する証券業協会（証券取引法第二条第十三項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）の名称</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、「外国証券業者」、「外国証券会社」、「有価証券」、「証券会社」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「証券取引行為」、「証券業」、「国内」又は「支店」とは、それぞれ外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。以下「法」という。）第二条に規定する外国証券業者、外国証券会社、有価証券、証券会社、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、証券取引行為、証券業、国内又は支店をいう。</p> <p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第十一条 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 加入する証券業協会（証券取引法第二条第十一項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）の名称</p>

四 加入する証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第三十二条及び第三十七条において同じ。）の名称又は商号

（登録申請書の添付書類）

第十二条（略）

2（略）

3 法第四条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 支店の設置を決議した役員会等（役員会その他これに類する機関をいう。第二十三条の四第二項において同じ。）の議事録

二 四（略）

五 役員（法第六条第一項第十号に規定する役員をいう。以下この条、第二十三条第二項第三号、第二十三条の四第二項及び第四十一条第一項第三号において同じ。）及び国内における代表者の履歴書

六（略）

七 役員及び国内における代表者が証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

（私設取引システム運営業務の適当性）

第二十条 証券会社府令第十条の規定は、法第九条第六号及び法第十

四 加入する証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。第三十二条及び第三十七条において同じ。）の名称又は商号

（登録申請書の添付書類）

第十二条（略）

2（略）

3 法第四条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 支店の設置を決議した役員会等の議事録

二 四（略）

五 役員（法第六条第一項第十号に規定する役員をいう。以下この条、第二十三条第二項第三号及び第四十一条第一項第三号において同じ。）及び国内における代表者（法第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。以下同じ。）の履歴書

六（略）

七 役員及び国内における代表者が証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

（私設取引システム運営業務の適当性）

第二十条 証券会社府令第十条の規定は、法第九条第六号及び法第十

二条第四項に規定する内閣府令で定める業務の内容及び方法について準用する。

(引受業務の一部の許可の手続)

第二十三条 (略)

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号又は第四号に掲げる書類については、当該書類が前項に規定する許可申請書を提出する日前一年以内に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、当該添付して提出した年月日及び当該添付した書類を参照すべき旨を記載した書類とすることができる。

一・二 (略)

三 法第六条第一項第七号及び第八号のいずれにも該当しない者であること並びに役員が証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを代表権を有する役員が誓約する書面(許可申請者が個人である場合には、当該個人が、同項第七号、第八号及び第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面)

四 (略)

(許可の申請)

第二十三条の二 法第十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、別紙様式第一号の二により作成した法第十三条の二第一項の許可

二条第四項に規定する総理府令で定める業務の内容及び方法について準用する。

(引受業務の一部の許可の手続)

第二十三条 (略)

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号又は第四号に掲げる書類については、当該書類が前項に規定する許可申請書を提出する日前一年以内に添付して提出されたものと同内容のものである場合には、当該添付して提出した年月日及び当該添付した書類を参照すべき旨を記載した書類とすることができる。

一・二 (略)

三 法第六条第一項第七号及び第八号のいずれにも該当しない者であること並びに役員が証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを代表権を有する役員が誓約する書面(許可申請者が個人である場合には、当該個人が、同条第七号、第八号及び第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面)

四 (略)

(新設)

申請書に、当該許可申請書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(許可申請書のその他の記載事項)

第二十三条の三 法第十三条の三第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、取引所取引(法第十三条の二第一項に規定する取引所取引をいう。以下同じ。)と同種類の取引に係る業務を開始した日とする。

(新設)

(許可申請書の添付書類)

第二十三条の四 法第十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 取引所取引に係る業務の内容及び方法
- 二 業務分掌の方法

三 我が国の証券取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況

2 法第十三条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 取引所取引業務の開始を決議した役員会等の議事録
- 二 本店又は取引所取引店が所在するすべての国において登録等(法第十三条の四第一号ロに規定する登録等をいう。)(を受けていることを証明する書面
- 三 すべての取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係

る業務を三年以上継続して営んでいること、又は令第十条の二に定める場合に該当することを証する書面

四 法第十三条の四第一項第一号へに規定する純財産額を算定した書面

五 役員、取引所取引店所在国における代表者（法第十三条の三第一項第三号に規定する取引所取引店所在国における代表者をいう。以下同じ。）及び国内における代表者（以下この条及び第二十条の六において「役員等」という。）の履歴書

六 役員（国内の事務所その他の施設に駐在する役員に限る。）及び国内における代表者の住民票の抄本（これらの者が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

七 役員等が証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

八 取引所取引業務を行う際に使用する端末（証券取引所の使用する電子情報処理組織と接続する当該申請者の使用に係る入出力装置をいう。）において、不正な取引を防止するために講じた措置を記載した書面

第二十三条の五 第十四条の規定は、令第十条の二において準用する令第四条第二項第一号に規定する内閣府令で定める場合について準用する。この場合において、第十四条中「証券業」とあるのは「取

（新設）

引所取引と同種類の行為に係る業務」と読み替えるものとする。

(基本事項の変更等の届出)

第二十三条の六 法第十三条の五において準用する法第十二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 本店又は取引所取引店(法第十三条の三第一項第三号に規定する取引所取引店をいう。以下同じ。)において営業(取引所取引店にあつては、取引所取引に係るものに限る。)を休止し、又は再開した場合

二 合併した場合、分割により営業の一部を承継させ、若しくは営業の全部若しくは一部を承継した場合、又は営業の重要な一部の譲渡若しくは営業の全部若しくは重要な一部の譲受けをした場合

三 破産、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行った場合又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行った場合

四 定款又は業務の方法を変更した場合(取引所取引業務に係る部分の変更その他重要な変更に限る。)

五 証券取引所の取引参加者となつた場合

六 取引所取引業務を開始した場合

七 法第十三条の四第一号イ、ロ、ニからハまで、ト(同号トに規定する外国証券法令の規定に係る部分に限る。)(又は次に規定する者に該当することとなつた場合)

八 役員等が証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまで

(新設)



のいずれかに該当することとなった事実を知った場合

九 純財産額が資本の額に満たなくなった場合（第七号の規定に該当する場合を除く。）

十 外国証券法令の規定（法第六条第七号に規定する外国証券法令の規定をいう。）に基づく行政庁の不利益処分を受けた場合（取引所取引と同種類の取引に係る業務に関するものに限り、第七号の規定に該当する場合を除く。）

十一 登記を要する事項について変更又は消滅の登記を行った場合（法第十三条の五において準用する法第十二条第一項の規定により届出を行う場合を除く。）

十二 役員に法令又は諸規則（取引所取引又は当該取引と同種類の取引に係る業務に関するものに限る。）に反する行為（次号において「事故等」という。）があつたことを知った場合

十三 前号の規定に基づき届出をした事故等の詳細が判明した場合

（届出の手續等）

第二十三条の七 法第十三条の五において準用する法第十二条第一項又は第三項の規定により届出を行う許可外国証券業者は、別表第一の二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書に同表下欄に定める書類を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

（業務の規制）

（新設）

（業務の規制）

第二十四条 (略)

2) 10 (略)

11 証券会社府令第二十九条の四の規定は、令第十二条の二において準用する証券取引法施行令第十五条の五第一項の規定により示すべき種類及び内容について準用する。この場合において、証券会社府令第二十九条の四第一号中「第二十九条の二第一項各号」とあるのは、「証券会社に関する内閣府令第二十九条の二第一項各号」と読み替えるものとする。

12 証券会社府令第三十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書について準用する。この場合において、証券会社府令第三十条第二項第一号中「法第三十四条第一項第八号」とあるのは、「証券取引法第三十四条第一項第八号」と、同条第二項第二号イ中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは、「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同号口中「法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」とあるのは、「証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」と、「令第一条」とあるのは、「証券取引法施行令第一条」と、「令第十六条」とあるのは、「証券取引法施行令第十六条」と、同項第三号中「法第一百五十六条の七第二項第三号」とあるのは、「証券取引法第一百五十六条の七第二項第三号」と、「有価証券等清算取次ぎ」とあるのは、「有価証券等清算取次ぎ(証券取引法第二条第二十九項に規定するものをいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「第二十九条の二第一項二」とあるのは、「証券会社に関する内閣府令第二十九条

第二十四条 (略)

2) 10 (略)

11 証券会社府令第二十九条の四の規定は、令第十二条の二において準用する証券取引法施行令第十五条の四第一項の規定により示すべき種類及び内容について準用する。この場合において、証券会社府令第二十九条の四第一号中「第二十九条の二第一項各号」とあるのは、「証券会社に関する内閣府令第二十九条の二第一項各号」と読み替えるものとする。

12 証券会社府令第三十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書について準用する。この場合において、証券会社府令第三十条第二項第一号中「法第三十四条第一項第八号」とあるのは、「証券取引法第三十四条第一項第八号」と、同条第二項第二号イ中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは、「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同号口中「法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」とあるのは、「証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」と、「令第一条」とあるのは、「証券取引法施行令第一条」と、「令第十六条」とあるのは、「証券取引法施行令第十六条」と、同項第三号中「法第一百五十六条の七第二項第三号」とあるのは、「証券取引法第一百五十六条の七第二項第三号」と、「有価証券等清算取次ぎ」とあるのは、「有価証券等清算取次ぎ(証券取引法第二条第二十五項に規定するものをいう。以下同じ。)」と、同条第三項中「第二十九条の二第一項二」とあるのは、「証券会社に関する内閣府令第二十九条

の二第一項二」と、同条第四項中「前条各号」とあるのは「証券会社に關する内閣府令第二十九條の四各号」と、同条第六項中「第二十九條の二第二項」とあるのは「証券会社に關する内閣府令第二十九條の二第二項」と読み替えるものとする。

13 (略)

14 証券会社府令第三十條の三の規定は、令第十二條の三において準用する証券取引法施行令第十五條の六において準用する同令第十五條の五の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において「第二十九條の四」とあるのは「証券会社に關する内閣府令第二十九條の四」と読み替えるものとする。

15・16 (略)

17 証券会社府令第三十一條の三の規定は、令第十四條の二において準用する証券取引法施行令第十六條の二の二において準用する同令第十五條の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において、証券会社府令第三十一條の三中「第二十九條の四」とあるのは「証券会社に關する内閣府令第二十九條の四」と読み替えるものとする。

18～20 (略)

21 行為規制等府令第四條の規定は、法第十四條第一項において準用する証券取引法第四十二條第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四條第一号、第三号、第八号及び第九号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同条第五

の二第一項二」と、同条第四項中「前条各号」とあるのは「証券会社に關する内閣府令第二十九條の四各号」と、同条第六項中「第二十九條の二第二項」とあるのは「証券会社に關する内閣府令第二十九條の二第二項」と読み替えるものとする。

13 (略)

14 証券会社府令第三十條の三の規定は、令第十二條の三において準用する証券取引法施行令第十五條の五において準用する同令第十五條の四の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において「第二十九條の四」とあるのは「証券会社に關する内閣府令第二十九條の四」と読み替えるものとする。

15・16 (略)

17 証券会社府令第三十一條の三の規定は、令第十四條の二において準用する証券取引法施行令第十六條の二の二において準用する同令第十五條の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において、証券会社府令第三十一條の三中「第二十九條の四」とあるのは「証券会社に關する内閣府令第二十九條の四」と読み替えるものとする。

18～20 (略)

21 行為規制等府令第四條の規定は、法第十四條において準用する証券取引法第四十二條第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四條第一号、第三号、第八号及び第九号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同条第五号中「

号中「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第六号中「。以下「令」という。」「とあるのは「（）」と、「法第四条」とあるのは「証券取引法第四条」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「令第二十四条」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条」と、「令第七条第五項第五号」とあるのは「証券取引法施行令第七条第五項第五号」と、「令第二十条」とあるのは「証券取引法施行令第二十条」と、「法第八十五条の二」とあるのは「証券取引法第八十五条の二」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、同条第九号中「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとする。

22 行為規制等府令第四条第八号、第九号、第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第二項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第八号及び第九号中「法」とあるのは「証券取引法」と、「この条及び第十条」とあるのは「この条」と読み替えるものとする。

23 行為規制等府令第四条第三号、第五号（専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為を除く。）、第七号から第十号まで、第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第四項にお

証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第六号中「。以下「令」という。」「とあるのは「（）」と、「法第四条」とあるのは「証券取引法第四条」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「令第二十四条」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条」と、「令第七条第五項第五号」とあるのは「証券取引法施行令第七条第五項第五号」と、「令第二十条」とあるのは「証券取引法施行令第二十条」と、「法第八十五条の二」とあるのは「証券取引法第八十五条の二」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、同条第九号中「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十五項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

いて準用する証券取引法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第三号、第八号及び第九号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同条第三号中「第十条第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十号」と、同条第五号中「役員」とあるのは「役員、国内における代表者」と、同条第七号中「前号の期間」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項一号に規定する安定操作期間」と、同条第九号中「第十条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十八項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとする。

24 } 26 (略)

27 行為規制等府令第十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第二号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、同条第五号中「本店その他の営業所」とあるのは「支店を」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、「法第七十六条」とあるのは「

22 } 24 (略)

25 行為規制等府令第十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第二号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、同条第五号中「本店その他の営業所」とあるのは「支店を」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二項において準用する証券会社に関する内閣府令」と、「法第七十六条」とあるのは「

証券取引法第七十六条」と、「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第九号中「法第二条第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」と、同条第十二号中「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業」とあるのは「証券仲介業（証券取引法第二条第十一項に規定する証券仲介業）」と、同条第十三号中「第五条」とあるのは「証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と読み替えるものとする。

28 行為規制等府令第十条第四号及び第十号の規定は、法第十四条第四項において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況について準用する。

29 (略)

(弊害防止措置)

第二十五条 行為規制等府令第十一条の二及び第十一条の三の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条ただし書の規定による承認について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条の二第一項中「を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）」、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同

証券取引法第七十六条」と、「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第九号中「法第二条第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」と読み替えるものとする。

(新設)

26 (略)

(弊害防止措置)

第二十五条 行為規制等命令第十一条の二及び第十一条の三の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条ただし書の規定による承認について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条の二第一項中「を子会社（法第五十九条第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（同条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）」、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）若しく

じ。若しくは子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）、「当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）」とあるのは、「特定金融機関（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定金融機関をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条において同じ。）」と、「親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。第十二条において同じ。）」若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条」と、「第十二条第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第七号」と、「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と、「行為規則等府令第十一条の三第一項中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

2  
(略)

は子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）」、「当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）」とあるのは、「の特定金融機関（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定金融機関をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条において同じ。）」と、「親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。第十二条において同じ。）」若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第七号」と、「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と、「行為規則等府令第十一条の三第一項中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

2  
(略)

(営業報告書の提出)

第三十条 (略)

2・3 (略)

4 法第十五条第五項において準用する同条第一項に規定する営業報告書は、別紙様式第二号の二により作成しなければならない。

(その他の書類等の提出)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は法第十六条第三項において準用する同条第一項に規定する財務計算に関する書類について、前項の規定は法第十六条第三項において準用する同条第一項に規定する業務の概要を記載した書面について、それぞれ準用する。この場合において、第一項及び前項中「法第十六条第一項」とあるのは「法第十六条第三項において準用する同条第一項」と、前項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十条第四項」と読み替えるものとする。

(業務に関する書類の作成)

第三十九条 証券会社府令第六十条第一項から第四項まで及び第七項の規定は、外国証券会社が法第二十一条において準用する証券取引法第百八十八条に規定する書類を作成し、保存する場合について準用する。この場合において、証券会社府令第六十条第四項第三号中

(営業報告書の提出)

第三十条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(その他の書類等の提出)

第三十三条 (略)

2 (略)

(業務に関する書類の作成)

第三十九条 証券会社府令第六十条第一項から第四項まで及び第七項の規定は、法第二十一条において準用する証券取引法第百八十八条に規定する書類について準用する。この場合において、証券会社府令第六十条第四項第三号中「営業所」とあるのは「支店」と、別表



「営業所」とあるのは「支店」と、別表第八（法第六十条第二項関係）中「法第二条第二十九項第二号」とあるのは「証券取引法第二条第二十九項第二号」と読み替えるものとする。

2 証券会社府令第六十条第一項（第三号、第六号及び第九号から第十三号までを除く。）から第四項まで及び第七項の規定は、許可外国証券業者が法第二十一条において準用する証券取引法第百八十八条に規定する書類を作成し、又は保存する場合について準用する。

この場合において、証券会社府令第六十条第四項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「許可年月日」と、同項第三号中「営業所」とあるのは「取引所取引店」と、別表第八（法第六十条第二項関係）中「法第二条第二十九項第二号」とあるのは「証券取引法第二条第二十九項第二号」と読み替えるものとする。

（届出事項）

第四十一条 法第二十二條第一項第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次の場合とする。

一・二 （略）

三 役員が証券取引法第二十八條の四第九号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

四～八 （略）

九 役員又は自己を所属証券会社等（証券取引法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。）とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為（次号

第八（法第六十条第二項関係）中「法第二条第二十五項第二号」とあるのは「証券取引法第二条第二十五項第二号」と読み替えるものとする。

（新設）

第四十一条 法第二十二條第一項第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次の場合とする。

一・二 （略）

三 役員が証券取引法第二十八條の四第九号イからへのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

四～八 （略）

九 役員に法令又は諸規則に反する行為（次号において「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が第二十四条第十二項において準用する行為規制等府令第五条第二号から第五号

において「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第二十四条第十二項において準用する行為規制等府令第五条第二号から第五号までに規定する行為が過失による場合は除く。）

十～十三（略）

十四 証券仲介業者に証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為に係る業務の委託を行った場合

十五 証券仲介業者に前号の委託を行わなくなった場合

十六 委託を行う証券仲介業者が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つた場合又は当該訴訟若しくは調停が終了したことを知つた場合（証券仲介業に係るものに限る。）

2（略）

（外務員登録等）

第四十六条（略）

2 証券会社府令第五十四条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める場所について準用する。この場合において、証券会社府令第五十四条中「法第六十四条の七第一項又は第二項」とあるのは、「証券取引法第六十四条の七第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

3～7（略）

（外国証券会社に係る申請書等の提出先等）

までに規定する行為が過失による場合は除く。）

十～十三（略）

（新設）

（新設）

（新設）

2（略）

（外務員登録等）

第四十六条（略）

2 証券会社府令第五十四条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める場所について準用する。この場合において、証券会社府令第五十四条中「法第六十四条の七第一項」とあるのは、「証券取引法第六十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

3～7（略）

（申請書等の提出先等）

第四十九条 (略)

2 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第三項の登録申請書並びに第四十六条第五項において準用する証券会社府令第五十七条第一項及び第二項の規定による届出書の提出先は、登録を受けようとする者又は現に登録を受けている外務員の所属する外国証券会社の支店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(証券取引法第六十四条の七第一項又は第二項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合の提出先は、当該証券業協会)とする。

3・4 (略)

(許可外国証券業者に係る申請書等の提出先等)

第四十九条の二 法第十五条第五項において準用する法第十五条第一項の営業報告書その他この府令の規定により許可外国証券業者が金融庁長官等に提出する書類(次項において「書類等」という。)の提出先は、令第二十一条第七項の規定により金融庁長官が指定する許可外国証券業者にあつては金融庁長官、その他の許可外国証券業者にあつては当該許可外国証券業者の国内における代表者の住所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長とする。

2 許可外国証券業者が書類等を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該許可外国証券業者の国内における代表者の住所が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該許可外国証券業者は、当該書類等及びその写

第四十九条 (略)

2 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第三項の登録申請書並びに第四十六条第五項において準用する証券会社府令第五十七条第一項及び第二項の規定による届出書の提出先は、登録を受けようとする者又は現に登録を受けている外務員の所属する外国証券会社の支店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長(証券取引法第六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合の提出先は、当該証券業協会)とする。

3・4 (略)

(新設)

し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第五十条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録又は認可、許可、承認若しくは確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第四条の登録、法第七条第一項の認可及び法第十三条の第二項の許可 二月

二 (略)

2 (略)

別表第一(第二十一条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
役員の役職名及び氏名	(略)	一～三 (略) 四 証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しな

(標準処理期間)

第五十条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録又は認可、許可、承認若しくは確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第四条の登録及び法第七条第一項の認可 二月

別表第一(第二十一条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
役員の役職名及び氏名	(略)	一～三 (略) 四 証券取引法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しない者で

商号の変更		届出事項		記載事項		添付書類	
二	旧商号	一	新商号	二	変更後の定款	一	変更後の定款
		二	当該変更を決議した取締役				

  

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第一の二 (第二十三条の七関係)

(新設)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>三 変更年月日</p>	<p>役会の議事録の写し（原文及び訳文）</p>
<p>本店の所在の場所の変更</p>	<p>一 変更後の所在の場所 二 変更前の所在の場所 三 変更年月日</p>	<p>一 会社登記簿抄本 二 当該変更を決議した取締役会の議事録の写し（原文及び訳文）</p>
<p>資本の額の変更</p>	<p>一 変更前の資本の額 二 変更後の資本の額 三 変更年月日 四 変更の方法 五 変更の理由</p>	<p>一 定款（原文及び訳文） 二 当該変更を決議した取締役会の議事録の写し（原文及び訳文） 三 資本の額の変更による純財産額の変動を記載した書面</p>
<p>役員（役職名及び氏名）</p>	<p>一 変更のあった役員（氏名、役職名及び代表権の有無） 二 就任又は退任年月日</p>	<p>一 会社登記簿抄本 二 履歴書（原文及び訳文）（以下新任の場合のみ） 三 住民票の抄本又はこれに代わる書面（国内の事務所その他の施設に駐在する役</p>

取引所取引店の廃止	取引所取引店の所在する国及び場所の変更	取引所取引店の名称の変更	
一 廃止した取引所取引店の名称	一 位置の変更をした取引所取引店の名称 二 変更後の所在の場所 三 変更前の所在の場所 四 変更年月日	一 新名称 二 旧名称 三 変更年月日	
		一 定款（原文及び訳文） 二 当該変更を決議した取締役会の議事録の写し（原文及び訳文）	四 証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（原文及び訳文）

<p>本店及び取引 所取引店が加 入する外国証 券取引所の変 更</p>	<p>その他業務の 廃止</p>	<p>その他業務を 開始した場合</p>	
<p>一 変更のあった 本店又は取引所 取引店の名称 二 新たに加入し た外国証券取引 所の商号又は名 称 三 脱退した外国</p>	<p>一 廃止したその 他業務の種類 二 廃止年月日 三 廃止の理由</p>	<p>一 開始したその 他業務の種類 二 業務開始年月 日 三 その他業務を 開始した理由</p>	<p>二 所在した場所 三 廃止年月日</p>
<p>当該変更を決議した取締役会 の議事録の写し（原文及び訳 文）</p>		<p>当該業務の方法を記載した書 類</p>	



	<p>国内の事務所等の廃止</p>	<p>国内の事務所等の所在の場所 所の変更</p>	<p>国内の事務所その他の施設 (以下この表において国内の事務所等という。)の設置</p>	
<p>二 廃止年月日</p>	<p>一 廃止した国内の事務所等の所在した場所</p>	<p>一 変更後の所在の場所 二 変更前の所在の場所 三 変更年月日</p>	<p>二 営業開始年月日</p>	<p>四 変更の理由 証券取引所の商号又は名称</p>
			<p>申請に係る国内の事務所等の組織及び人員配置</p>	

<p>取引参加者となる証券取引所の変更</p>	<p>一 新たに加した証券取引所の名称又は商号 二 脱退した証券取引所の名称又は商号 三 変更の理由は商号</p>	<p>当該変更を決議した取締役会の議事録の写し（原文及び訳文）</p>
<p>国内における代表者の氏名及び住所の変更</p>	<p>一 変更後の氏名及び国内の住所 二 変更前の氏名及び国内の住所 三 変更年月日</p>	<p>一 会社登記簿抄本 二 当該代表者の変更決議をした取締役会の議事録証明書（原文及び訳文） 三 履歴書（原文及び訳文） 四 住民票の抄本又はこれに代わる書面 五 証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（原文及び訳文） （住所のみの変更の場合は一のみ）</p>

業務の内容又は方法の変更	一 変更の内容 二 変更年月日 三 変更の理由	変更後の業務の内容及び方法を記載した書類
業務分掌の方法の変更	一 変更の内容 二 変更年月日 三 変更の理由	変更後の業務分掌の方法を記載した書類
我が国の証券取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況の変更	一 変更の内容 二 変更年月日	変更後の我が国の証券取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況を記載した書類
本店又は取引所取引店において営業を休止し、又は再開したとき	一 本店又は取引所取引店の名称 二 休止の期間又は再開の年月日 三 休止又は再開	

<p>破産、再生手 続開始、更生 手続開始若し くは清算開始 の申立てを行 った場合又は 本店若しくは 主たる事務所 の所在する国 において当該</p>	<p>一 申立てを行っ た年月日 二 申立てを行っ た理由</p>	<p>破産、再生手続開始、更生手 続開始若しくは清算開始の申 立て又はそれらと同種類の申 立てに係る書面の写し</p>
<p>合併、分割又 は営業の重要 な一部の譲渡 若しくは営業 の全部若しく は重要な一部 の譲受け（以 下合併等」と いう。）をし たとき</p>	<p>一 合併等の決議 の内容 二 合併等の相手 方 三 合併等の年月 日 四 合併等の方法 五 合併等の理由</p>	<p>一 契約書等届出に係る事項 を証する書類の写し（原文 及び訳文） 二 合併等を決議した取締役 会の議事録の写し（原文及 び訳文） 三 合併等の後の純財産額 四 合併等の手続きを記載し た書面</p>
	<p>の理由</p>	

取引所取引業務を開始したとき	取引参加者となったとき	国の法令に基づき同種類の申立てを行うたとき	
一 開始した取引所取引に係る証券取引所の商号	一 取引参加者となった証券取引所の商号又は名称 二 取引参加者となった年月日	一 変更の内容 二 変更年月日 三 変更の理由	
	取引参加者となったことを証する書面	一 変更後の定款又は業務方法書全文（原文及び訳文） 二 当該変更を決議した株主総会の議事録の写し（原文及び訳文）（定款の変更の場合のみ）	

	<p>法第十三条の 四第一号イの 規定に該当す ることとなつ たとき</p>	<p>法第十三条の 四第一号口の 規定に該当す ることとなつ たとき</p>
<p>又は名称 二 取引所取引を 開始した年月日</p>	<p>一 株式会社と同 種類の法人でな くなつた年月日 二 株式会社と同 種類の法人でな くなつた理由</p>	<p>一 本店又は取引 所取引店が所在 するいずれかの 国において登録 等を受けていな いこととなつた 年月日 二 本店又は取引 所取引店が所在 するいずれかの 国において登録 等を受けていな</p>
	<p>一 会社登記簿抄本 二 株主総会の議事録の写し (原文及び訳文)</p>	

<p>法第十三条の 四第一号ホの 規定に該当す ることとなつ たとき</p>	<p>法第十三条の 四第一号ニの 規定に該当す ることとなつ たとき</p>	
<p>なつた年月日 金額に満たなく る政令で定める 第四号に規定す る資本の額が、 法第六条第一項 第四号に規定す ることとなつた 理由</p>	<p>一 いずれかの取 引所取引店がそ の所在する国の 外国証券取引所 に加入していな いこととなつた 年月日 二 いずれかの取 引所取引店がそ の所在する国の 外国証券取引所 に加入しないこ ととなつた理由</p>	<p>いこととなつた 理由</p>
<p>一 会社登記簿抄本 二 株主総会の議事録の写し (原文及び訳文)</p>		

<p>法第十三条の四第一号ト） 外国証券法令の規定に係る部分に限る。</p>	<p>法第十三条の四第一号への規定に該当することとなつたとき</p>	
<p>三 外国において証券業に相当す</p>	<p>一 純財産額が法第六条第一項第五号に規定する金額に満たなくなつた年月日 二 純財産額が法第六条第一項第五号に規定する金額に満たなくなつた理由</p>	<p>二 資本の額が、法第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たなくなつた理由</p>
<p>二 当該外国の法令とその訳文</p>	<p>一 取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面 二 当該外国の法令とその訳文</p>	<p>純財産額が法第六条第一項第五号に規定する金額に満たなくなつた日の純財産額を算出するための計算を記載した書面</p>



<p>たとき</p> <p>た事実を知つ</p> <p>たこととなつ</p> <p>た規定に該当す</p> <p>た項第九号イの</p> <p>た八条の四第一</p> <p>た取引法第二十</p> <p>た役員等が証券</p>	<p>たとき</p> <p>た額</p> <p>た年月日及び罰金</p> <p>た刑の確定した</p> <p>た違反した法令</p> <p>た規定</p> <p>た一</p> <p>た該当者氏名</p> <p>た二</p> <p>た後見開始の審</p> <p>た判又は保佐開始</p> <p>たの審判を受けた</p> <p>た年月日</p>	<p>たとき</p> <p>た額</p> <p>た年月日及び罰金</p> <p>た刑の確定した</p> <p>た違反した法令</p> <p>た規定</p> <p>た一</p> <p>た確定判決書の写し</p> <p>た二</p> <p>た事件の概要を記載した書</p> <p>た面</p>	<p>た理由</p> <p>た五</p> <p>た取消しをされ</p> <p>た業務の内容</p> <p>た四</p> <p>た取消しをされ</p> <p>た年月日</p> <p>たの取消しをされ</p> <p>た業務の登録等</p> <p>た(一)の規定に該</p> <p>た当することと</p> <p>たなつたとき</p>
---	--	--	---

役員等が証券 取引法第二十 八条の四第一 項第九号口の 規定に該当す ることとなつ た事実を知つ たとき	一 該当者氏名 二 破産宣告を受 けた年月日	破産決定書の写し又は破産決 定の内容を記載した書面
役員等が証券 取引法第二十 八条の四第一 項第九号ハの 規定に該当す ることとなつ た事実を知つ たとき	一 該当者氏名 二 刑の確定年月 日及び刑の種類	確定判決書の写し又は確定判 決の内容を記載した書面
役員等が証券 取引法第二十 八条の四第一 項第九号ニの 規定に該当す	一 該当者氏名 二 取消命令を受 けた年月日 三 取消命令を受 けた理由	外国の場合は、当該法令とそ の訳文

<p>ることとなつた事実を知つたとき</p>	<p>役員等が証券取引法第二十八條の四第一項第九号ホの規定（証券取引法に該当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	<p>一 該当者氏名 二 取消命令を受けた年月日 三 取り消し命令を受けた理由</p>	<p>一 該当者氏名 二 解任命令を受けた年月日 三 解任命令を受けた理由</p>	<p>当該外国の法令とその訳文</p>	
------------------------	---	---	---	---------------------	--

<p>ることとなつた事実を知つたとき</p>	<p>一 該当事者氏名 二 刑の確定年月日及び刑の種類</p>	<p>確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p>
<p>役員等が証券取引法第二十八条の四第一項第九号トの規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	<p>一 純財産額が資本の額に満たなくなつた年月日 二 純財産額が資本の額に満たなくなつた理由</p>	<p>純財産額を算出するための計算を記載した書面</p>
<p>外国証券法令の規定に基づく行政庁の不</p>	<p>一 当該不利益処分の内容 二 当該不利益処分</p>	<p>当該不利益処分を規定する外国の法令とその訳文</p>

<p>役員に事故等があったことを知ったとき</p>	<p>一 事故等が発生した本店又は取引所取引店の名称 二 事故等を惹起した者の氏名及び役職名</p>	<p>登記を要する事項について変更又は消滅の登記を行ったとき（法第十三条の五において準用する法第十二条第一項の規定により届出を行う場合を除く。）</p>	<p>利益処分を受けたとき</p>	<p>分を受けた年月日</p>	<p>会社登記簿抄本</p>
---------------------------	--	--	-------------------	-----------------	----------------

法第六条第一項 第一号の規定に	(略)	届出事項	三 事故等の概要  一 事故等が発生した本店又は取引所取引店の名称 二 事故等を惹起した者の氏名及び役職名 三 事故等の詳細 四 社内処分を行った場合はその内容	事故等の詳細が判明したとき
	(略)	記載事項		
	(略)	添付書類		

別表第二（第四十一条関係）

法第六条第一号の規定に該当す	(略)	届出事項	三 事故等の概要  一 事故等が発生した本店又は取引所取引店の名称 二 事故等を惹起した者の氏名及び役職名 三 事故等の詳細 四 社内処分を行った場合はその内容	
	(略)	記載事項		
	(略)	添付書類		

別表第二（第四十一条関係）

<p>該当することとなつたとき</p>	(略)	<p>法第六条第一項 第二号の規定に 該当することとなつたとき</p>	(略)	<p>法第六条第一項 第五号の規定に 該当することとなつたとき</p>	(略)	<p>法第六条第一項 第七号の規定) 外国証券法令の 規定に係る部分 に限る。( )に該</p>	(略)
---------------------	-----	---	-----	---	-----	--	-----

<p>ることとなつたとき</p>	(略)	<p>法第六条第三号 の規定に該当す ることとなつた とき</p>	(略)	<p>法第六条第四号 の規定に該当す ることとなつた とき</p>	(略)	<p>法第六条第五号 の規定に該当す ることとなつた とき</p>	(略)	<p>法第六条第七号 の規定(外国証 券法令の規定に 係る部分に限る 。 )に該当する</p>	(略)
------------------	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

取締役、執行役	当該取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人の法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が証券取引法第二十八条の四第一項第九号イの規定に該当することとなつた事実を知つたとき	(略)	法第六条第一項第八号の規定に該当することとなつたとき	当することとなつたとき
(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	
証券取引法第二	証券取引法第二十八条の四第九号イの規定に該当することとなつた事実を知つたとき	(略)	法第六条第八号の規定に該当することとなつたとき	こととなつたとき
(略)		(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	



<p>若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が証券取引法第二十八</p>	<p>若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が証券取引法第二十八</p>	<p>(略)</p>
<p>若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が証券取引法第二十八</p>	<p>若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が証券取引法第二十八</p>	<p>(略)</p>
<p>証券取引法第二十八条の四第九号八の規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	<p>証券取引法第二十八条の四第九号八の規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	<p>(略)</p>

取締役、執行役 若しくは監査役	<p>条の四第一項第九号八の規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p> <p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が証券取引法第二十八条の四第一項第九号二の規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	<p>条の四第一項第九号八の規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>
一 該当者氏名 二 取消命令を受	(略)	
外国において登録等を取り消された場合は当該外国の	(略)	
(新設)	<p>証券取引法第二十八条の四第九号二の規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	
(新設)	(略)	
(新設)	(略)	

<p>取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が証券取引法第二十八条の四第一項第</p>	<p>、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が証券取引法第二十八条の四第一項第九号ホの規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	<p>(略)</p>	<p>けた年月日 三 取り消し命令を受けた理由</p>
<p>(略)</p>	<p>法令とその訳文</p>	<p>(略)</p>	<p></p>
<p>証券取引法第二十八条の四第九号ホの規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	<p></p>	<p>(略)</p>	<p></p>
<p>(略)</p>	<p></p>	<p>(略)</p>	<p></p>

役員又は証券	(略)	九号への規定に該当することとなつた事実を知つたとき	取締役、執行役若しくは監査役、主要株主である個人若しくはその法定代理人又は主要株主である法人を代表する役員が証券取引法第二十八条の四第一項第九号トの規定に該当することとなつた事実を知つたとき
一 事故等が発生	(略)		(略)
	(略)		(略)

役員に事故等	(略)	証券取引法第二十八条の四第九号への規定に該当することとなつた事実を知つたとき	
一 事故等が発生	(略)		(略)
	(略)		(略)

<p>事故等の詳細が 判明したとき</p>	<p>仲介業者に事故 等があったこと を知ったとき</p>
<p>一 事故等が発生 した支店の名称 (証券仲介業者 に事故等があつ た場合には当該 証券仲介業者の 商号、名称又は</p>	<p>した支店の名称 (証券仲介業者 に事故等があつ た場合には当該 証券仲介業者の 商号、名称又は 氏名及び当該事 故等が発生した 営業所又は事務 所の名称) 二 事故等を惹起 した者の氏名及 び役職名 三 事故等の概要</p>
<p>事故等の詳細が 判明したとき</p>	<p>があつたことを 知ったとき</p>
<p>一 事故等が発生 した支店の名称 二 事故等を惹起 した者の氏名及 び役職名 三 事故等の詳細 四 社内処分を行</p>	<p>した支店の名称 二 事故等を惹起 した者の氏名及 び役職名 三 事故等の概要</p>

証券仲介業者が 訴訟又は調停の 当事者となった ことを知った場	証券仲介業者に 業務の委託を行 わなくなった場 合	(略)	
訴訟又は調停の 原告及び被告) 又は調停当事者 の所属する証券	一 証券仲介業者 の称号又は名称 二 業務を行わな くなった理由	(略)	氏名及び当該事 故等が発生した 営業所又は事務 所の名称) 二 事故等を惹起 した者の氏名及 び役職名 三 事故等の詳細 四 社内処分を行 った場合はその 内容
		(略)	
(新設)	(新設)	(略)	
(新設)	(新設)	(略)	つた場合はその 内容
(新設)	(新設)	(略)	

<p>訴訟又は調停が          終結したことを          知った場合</p>	<p>合</p>
<p>一 訴訟当事者（          原告及び被告）          又は調停当事者          の所属する証券          仲介業者の商号          名称又は氏名          二 訴訟当事者（          原告及び被告）          又は調停当事者</p>	<p>仲介業者の商号          名称又は氏名          二 訴訟当事者（          原告及び被告）          又は調停当事者          の住所及び氏名          又は名称          三 訴訟提起（被          提起）年月日又          は調停申立（被          申立）年月日          四 管轄裁判所名          五 事件の内容</p>
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	
<p>（新設）</p>	

<p>の住所及び氏名 又は名称</p>	
<p>三 終結の日</p>	
<p>四 判決又は和解 の内容</p>	



平成 年 月 日

金融庁長官 殿

申請者

所在地：

商号：

国内における代表者：

国内における代表者の住所：

## 許 可 申 請 書

外国証券業者に関する法律第13条の2の規定により許可外国証券業者の許可を受けたいので、同法第13条の3の規定に基づき許可を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(第2面)

(ふりがな) 1. 商号及び本店の所在の場所	
2. 資本の額	別添 1のとおり
3. 役員役職名及び氏名	別添 2のとおり
4. 取引所取引店の名称並びにその所在する国及び場所	別添 3のとおり
5. 他に事業を営んでいるときはその事業の種類	別添 4のとおり
6. 本店及び取引所取引店が加入している外国証券取引所の商号又は名称	別添 5のとおり
7. 国内の事務所その他の施設の所在の場所	別添 6のとおり
8. 国内における代表者の氏名及び国内の住所	別添 7のとおり
9. 取引参加者となる証券取引所の商号又は名称	
10. 取引所取引と同種類の取引に係る業務を開始した日	

(別添 1:資本の額)

(第 3 面)

資本の額	年 月 日

(注) 外貨建の場合には、当該金額を日本円に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

(別添2: 役員の役職名及び氏名)

(第4面)

(平成 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(別添 3 取引所取引店の名称並びにその所在する国及び場所)

(第 5 面)

(平成 年 月 日現在)

名 称	所在する国	所在する場所

(別添 4 :他に事業を営んでいるときは、その事業の種類)

(第 6 面)

(平成 年 月 日現在)

他に事業を営んでいる事業の種類

(別添 5 :本店及び取引所取引店が加入している外国証券取引所の商号又は名称)

(第 7 面)

(平成 年 月 日現在)

本店又は取引所取引店の名称	外国証券取引所の商号又は名称
本店	
取引所取引店	

(別添 6 :国内の事務所その他の施設の所在地)

(第 8 面)

(平成 年 月 日現在)

国内の事務所その他の施設の所在地



(別添 7:国内における代表者の氏名及び国内の住所)

(第 6 面)

(平成 年 月 日現在)

(ふりがな) 国内における代表者の氏名	国内の住所

第 期営業報告書（ 年 月 日から  
 年 月 日まで）  
 年 月 日提出  
 商号  
 所在地  
 国内における代表者 氏名 印  
 1 業 務 の 状 況

- (1) 許可年月日
- (2) 加入している証券取引所
- (3) 当期の業務概要
- (4) 取引所取引業務の体制整備の状況
- (5) 株主総会決議事項の要旨
- (6) 役員等及び使用人の状況

役員等及び使用人の総数

	役員等		使用人		計
		うち国内		うち国内	
総 数	名	名	名	名	名

役員等の状況

役 職 名	氏 名	住 所

(7) 本店の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名 (うち取引所取引 業務 名)
		計 名

(8) 取引所取引店の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名 (うち取引所取引 業務 名)
計 店		計 名

## (9) 国内の事務所その他の施設の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人 名
計 店		計 名

## (10) 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	割 合 %
その他（ 名）		
計 名		100.00%

## (11) 業務の状況

有価証券の売買等の状況

（単位：千株、百万円）

			委 託	自 己	計
株 券	株 数	市場内取引			
		計			
	金 額	市場内取引			
		計			
債 券	国債証券				
	地方債証券				
	特殊債証券				
	社債証券				
	計				
上場証券投資信託					
そ の 他	新株引受権証券				
	その他				
	計				

有価証券デリバティブ取引等の状況

(単位：百万円)

		委 託	自 己	計
株券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
債券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			

(記載上の注意)

1 業務の状況

(1) 加入している証券取引所

当期末現在において加入している証券取引所の名称又は商号を記載すること。また、会員資格、取引資格等に種類がある場合には、その種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(2) 当期の業務概要

営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(3) 取引所取引業務の体制整備の状況

当期において実施した我が国の証券取引法令に関する知識を習得するための研修の状況、取引所取引業務の人員配置の状況を記載すること。

(4) 株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。(取引所取引業務に関するもの。)

(5) 役員等及び使用人の状況

役員等及び使用人の総数

当期末現在における役員等及び使用人について記載すること。

役員等の状況

当期末現在における取締役、監査役等、府令第23条の4第2項第4号に規定する「役員等」について記載し、取引所取引業務を担当する役員等を注記すること。なお、住所については国内における代表者について記載すること。

(6) 本店の状況

当期末現在における本店について記載すること。なお、当期中において、本店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(7) 取引所取引店の状況

当期末現在におけるすべての取引所取引店について記載すること。なお、当期中において、取引所取引店の設置若しくは廃止があった場合又は取引所取引店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在におけるすべての国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(9) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(10) 業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

有価証券の売買等の状況

イ 有価証券の売買株数又は売買金額(有価証券先物取引及び有価証券先渡取引に係るものを除く。)を約定基準により記載すること。

ロ 「株券」の欄には株券及び出資証券(証券取引法第2条第1項第5号に規定する出資証券、同項第5号の2及び第5号の3に規定する優先出資証券並びに同項第7号の2に規定する投資証券をいう。)に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券(同項第3号に掲げる有価証券をいう。)及び社債券(社債券その他の債券をいう。)に係るものを、「受益証券」の欄には同項第7号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「新株引受権証書」の欄には同項第5号の2から第6号までに掲げる有価証券(株券並びに同項第5号の2及び第5号の3に規定する優先出資証券を除く。)に係るものを記載し、同項第9号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。

- と。
- ハ 「市場内取引」の欄には証券取引所の会員又は取引参加者が行う取引所有価証券市場における売買に係るものを記載すること。
- ニ 外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第1号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券、計）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。
- ホ 「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号）第8条第2号に掲げる証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。
- 有価証券デリバティブ取引等の状況
- イ 「先物取引」の欄には、有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引に係る取引契約金額を記載すること。
- ロ 「オプション取引」の欄には、有価証券オプション取引に係る取引契約金額を記載すること。

二十九 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第四十条の三 証券会社に関する内閣府令第三十条の三の規定は、令第二十五条の二において証券取引法施行令第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合について準用する。</p>	<p>第四十条の三 証券会社に関する内閣府令第三十条の三の規定は、令第二十五条の二において証券取引法施行令第十五条の五において準用する同令第十五条の四第一項の規定を準用する場合について準用する。</p>

改正案

現行

<p>第五十七条（略）</p> <p>2 前項第三号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（同条第十一項に規定する海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>第六十一条第三項の場合においても同様とする。</p> <p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。）<u>、</u>外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。）<u>。</u>において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）<u>、</u>有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭才</p>	<p>第五十七条（略）</p> <p>2 前項第三号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（同条第九項に規定する海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>第六十一条第三項の場合においても同様とする。</p> <p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 有価証券先物取引（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。）<u>、</u>外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。）<u>。</u>において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第二十一項に規定する有価証券先渡取引をいう。）<u>、</u>有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭才</p>



プシヨン取引、有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞ  
れの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高  
及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取  
引金額

八〇二十三 (略)

二〇一〇 (略)

(外貨建資産等の会計処理)

第六十条 (略)

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理す  
る場合において、外貨建証券(外国通貨をもつて表示される有価証  
券をいう。以下同じ。)が証券取引法第二十六条に規定する証  
券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨を  
もつて表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

3 (略)

プシヨン取引、有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞ  
れの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高  
及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取  
引金額

八〇二十三 (略)

二〇一〇 (略)

(外貨建資産等の会計処理)

第六十条 (略)

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理す  
る場合において、外貨建証券(外国通貨をもつて表示される有価証  
券をいう。以下同じ。)が証券取引法第二十四条に規定する証  
券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨を  
もつて表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

3 (略)

改正案	現行
<p>（評価の特例）</p> <p>第五条 次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）については、前三条の規定にかかわらず、時価を付さなければならぬ。</p> <p>一 証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。次条第一項第二号において同じ。）に上場されている有価証券（同法第八十八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質</p>	<p>（評価の特例）</p> <p>第五条 次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）については、前三条の規定にかかわらず、時価を付さなければならぬ。</p> <p>一 証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。次条第一項第二号において同じ。）に上場されている有価証券（同法第八十八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十一項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質</p>

を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 (略)

(特定取引)

第五条の二 法第百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 次項第十二号に掲げる取引 金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。）又は海外金融先物市場（同条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。第六十五条第二項において同じ。）における営業期間の終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額

五・六 (略)

2 法第百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）

四～七 (略)

八 有価証券先渡取引（証券取引法第二条第二十四項に規定する有

を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 (略)

(特定取引)

第五条の二 法第百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 次項第十二号に掲げる取引 金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。）又は海外金融先物市場（同条第九項に規定する海外金融先物市場をいう。第六十五条第二項において同じ。）における営業期間の終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額

五・六 (略)

2 法第百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 有価証券先物取引（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）

四～七 (略)

八 有価証券先渡取引（証券取引法第二条第二十一項に規定する有

価証券先渡取引をいう。以下同じ。）

九〇十一（略）

十二 金融先物取引等（金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）

一三〇十九（略）

（資産運用報告書の記載事項）

第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一〇十八（略）

十九 資産の運用を行う投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における証券会社又は証券仲介業者（証券取引法第十二項に規定する証券仲介業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

二一〇二十四（略）

（外貨建資産等の会計処理）

第六十六条（略）

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外貨建証券（外国通貨をもつて表示される有価証

価証券先渡取引をいう。以下同じ。）

九〇十一（略）

十二 金融先物取引等（金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）

一三〇十九（略）

（資産運用報告書の記載事項）

第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一〇十八（略）

十九 資産の運用を行う投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における証券会社である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

二一〇二十四（略）

（外貨建資産等の会計処理）

第六十六条（略）

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する場合において、外貨建証券（外国通貨をもつて表示される有価証

券をいう。以下同じ。)が証券取引法第二十条第十六項に規定する証券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨をもって表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

3  
(略)

券をいう。以下同じ。)が証券取引法第二十条第十四項に規定する証券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨をもって表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

3  
(略)

改正案	現行
<p>（基礎的リスク相当額） 第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に規定する営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 通信・運送費のうち、証券取引所の会員等（法第八十二条第一項第三号に規定する会員等をいう。以下この号において同じ。）である証券会社による証券取引所の会員等となっていない証券会社に対する払戻し</p> <p>三 六（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（基礎的リスク相当額） 第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に規定する営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 通信・運送費のうち、証券取引所の会員等（法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下この号において同じ。）である証券会社による証券取引所の会員等となっていない証券会社に対する払戻し</p> <p>三 六（略）</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第三条第一号において同じ。）若しくはこれに類似するものであつて外国に所在するものに上場されている株式の発行者である会社又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであつて外国に備えらるるものに登録されている株式の発行者である会社以外の会社が発行する株式</p> <p>四〇八（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第三条 法第三条第一項に定める株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（協定</p>	<p>（保有の制限から除かれる株式）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する主務省令で定める保有の制限から除かれる株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所若しくはこれに類似するものであつて外国に所在するものに上場されている株式の発行者である会社又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿若しくはこれに類似するものであつて外国に備えらるるものに登録されている株式の発行者である会社以外の会社が発行する株式</p> <p>四〇八（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（株式に準ずるもの）</p> <p>第三条 法第三条第一項に定める株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第</p>

譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの（協定銀行が保有するものに限る。）又は資産買取りの委託に係るもの（協定債権回収会社が保有するものに限る。）を除く。）

二（略）

（四十四号）に規定する優先出資（協定譲受け等若しくは株式等の発行等に係るもの（協定銀行が保有するものに限る。）又は資産買取りの委託に係るもの（協定債権回収会社が保有するものに限る。）を除く。）

二（略）



改正案	現行
<p>（委託に際しあらかじめ特定すべき事項）</p> <p>第一条 証券取引法（以下「法」という。）<u>（第二条第二十九項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。）</u></p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券指数等先物取引及び外国市場証券先物取引であつて有価証券指数等先物取引と類似の取引 現実指数若しくは現実数値（それぞれ法<u>第二十一条</u>に規定する現実指数又は現実数値をいう。）が約定指数若しくは約定数値（それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券指数（同項に規定する有価証券指数をいう。）又は有価証券の銘柄、数又は金額、約定指数又は約定数値及び受渡日</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数若しくは店頭現実数値（それぞれ法<u>第二十五条</u>に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）が店頭約定指数若しくは店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。）</p>	<p>（委託に際しあらかじめ特定すべき事項）</p> <p>第一条 証券取引法（以下「法」という。）<u>（第二十五条第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。）</u></p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券指数等先物取引及び外国市場証券先物取引であつて有価証券指数等先物取引と類似の取引 現実指数若しくは現実数値（それぞれ法<u>第十八条</u>に規定する現実指数又は現実数値をいう。）が約定指数若しくは約定数値（それぞれ同項に規定する約定指数又は約定数値をいう。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券指数（同項に規定する有価証券指数をいう。）又は有価証券の銘柄、数又は金額、約定指数又は約定数値及び受渡日</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数若しくは店頭現実数値（それぞれ法<u>第二十二項</u>に規定する店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。）が店頭約定指数若しくは店頭約定数値（それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。）</p>

( )を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券店頭指数(同項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。 ) 又は有価証券の銘柄(授受することとなる金銭の額の計算年月日、授受することとなる金銭の額の計算方法、当該金銭を授受することとなる年月日その他の当該取引の内容を適確に示すための事項を含む。 )、数又は金額、店頭約定指数又は店頭約定数値及び受渡日

六十一 (略)

(免許申請等)

第二条 (略)

2 法第五十六条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 取締役及び監査役の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該取締役及び監査役による自らが法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四八 (略)

(業務方法書の記載事項)

第六条 法第五十六条の七第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

( )を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券店頭指数(同項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。 ) 又は有価証券の銘柄(授受することとなる金銭の額の計算年月日、授受することとなる金銭の額の計算方法、当該金銭を授受することとなる年月日その他の当該取引の内容を適確に示すための事項を含む。 )、数又は金額、店頭約定指数又は店頭約定数値及び受渡日

六十一 (略)

(免許申請等)

第二条 (略)

2 法第五十六条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 取締役及び監査役の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該取締役及び監査役による自らが法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

四八 (略)

(業務方法書の記載事項)

第六条 法第五十六条の七第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十九項第一号に係るものに限る。）に係る当該有価証券等清算取次ぎを行う清算参加者と顧客の間の基本契約においては、顧客が清算参加者を代理して対象取引を成立させようとするときは、当該顧客が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨

四・五（略）

一・二（略）

三 有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十五項第一号に係るものに限る。）に係る当該有価証券等清算取次ぎを行う清算参加者と顧客の間の基本契約においては、顧客が清算参加者を代理して対象取引を成立させようとするときは、当該顧客が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨

四・五（略）